

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の法的位置づけ
- 3 総合計画等との関係
- 4 計画期間
- 5 計画の策定体制等
 - (1) 計画策定及び進行管理の体制
 - (2) アンケート調査の実施

第2章 滝川市を取り巻く現状

- 1 介護保険制度の改正
- 2 高齢者等の現状と将来推計
 - (1) 高齢者人口・世帯の推移
 - (2) 要介護・要支援認定者数の推移
 - (3) 高齢者の状況

第3章 計画の基本理念と基本方針

- 1 計画の基本理念
- 2 基本方針と取組の方向性
 - (1) 介護予防と生活支援サービスの充実
 - (2) 地域生活支援体制の整備
 - (3) 地域包括ケアシステム構築のための重点的な取組
 - (4) 高齢者の住まいの確保
 - (5) 社会参加と交流の推進
 - (6) 介護サービス・介護予防サービスの充実

第2部 高齢者保健福祉計画

第1章 介護予防と生活支援サービスの充実

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (1) 介護予防・生活支援サービス事業
 - (2) 一般介護予防事業
- 2 健康づくりによる介護予防の推進
 - (1) 障がい者等歯科保健医療サービス推進事業
 - (2) 生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育
 - (3) 生活習慣病予防・介護予防のための訪問指導
- 3 その他の生活支援事業
 - (1) 独居老人友愛訪問サービス事業

- (2) 食の自立支援事業（配食サービス）
- (3) 福祉除雪ヘルパーサービス事業
- (4) 緊急通報システム整備事業
- (5) 救急医療情報キット配付事業
- (6) 老人福祉電話貸与事業
- (7) 敬老特別乗車証事業
- (8) 老人特定目的住宅安否確認事業
- (9) はいかい高齢者等位置探索システム助成事業

4 家族介護者への支援の充実

- (1) 家族介護者の集い
- (2) 家族介護用品支給事業
- (3) リフト付きタクシー等利用料助成事業

第2章 地域生活支援体制の整備

1 地域包括支援センターによる支援

- (1) 介護予防ケアマネジメント
- (2) 総合相談・支援
- (3) 権利擁護
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (5) 地域ケア会議の推進

2 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- (1) 生活支援サービスの体制整備
- (2) ボランティア活動の支援・推進体制の整備
- (3) 介護支援ボランティアポイント制度の導入

3 地域支えあい・地域見守り活動の強化

- (1) 滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの充実
- (2) 高齢者見守り安心ネットワーク事業の充実
- (3) 高齢者見守り支援センター事業
- (4) 地域福祉活動推進支援事業の推進
- (5) ふれあい電話

第3章 地域包括ケアシステム構築のための重点的な取組

1 在宅医療・介護連携の推進

2 認知症施策の推進

- (1) 認知症予防
- (2) 認知症の早期発見と対応
- (3) 認知症になっても地域で安心して暮らせる取組

第4章 高齢者の住まいの確保

1 公営住宅の整備

2 民間住宅の整備促進

3 福祉施設の充実

- (1) 養護老人ホーム

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

第5章 社会参加と交流の推進

- 1 老人クラブの活性化
- 2 中央老人福祉センターの在り方の検討
- 3 敬老事業の実施
- 4 高齢者生涯学習の充実（福寿大学）
- 5 高齢者の積極的な社会参加の促進（滝川市シルバー人材センター）

第6章 介護サービス・介護予防サービスの充実

- 1 居宅介護サービス（介護予防サービス）
- 2 施設介護サービス
- 3 地域密着型サービス

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

- 1 日常生活圏域の設定
- 2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み
- 3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み
- 4 地域支援事業の提供量の見込み
- 5 市町村独自事業に関する事項

第2章 保険料の推計

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

- 1 介護保険制度への理解と啓発の促進
- 2 介護保険サービスの量的確保
- 3 地域支援事業の確保
- 4 適正な介護認定の推進
- 5 保険者機能の強化
- 6 介護給付の適正化
- 7 低所得者の負担軽減対策の実施

参考資料

- 1 滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱
- 2 滝川市保健医療福祉推進市民会議及び計画策定専門部会委員名簿
- 3 策定経過
- 4 アンケート調査結果

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体として支える仕組みとして平成12年4月に創設され、制度施行当時、約900万人だった75歳以上の後期高齢者数は、2025年（平成37年）には団塊の世代が後期高齢者となり、2000万人を超えると見込まれており、医療・介護を取り巻く状況は大きな変化が予想されています。

このような中で、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を過ごすことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされており、その実現に向けて取組を本格化していくために、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療・介護総合確保推進法）」により、平成27年度から介護保険制度が大きく改正されます。

滝川市においては、65歳以上の高齢者数は、第5期計画開始の平成24年4月末12,134人から平成26年11月末13,000人と増加し、高齢化率も28.2%から31.0%と上昇しています。

今後も高齢化はますます進行することが予想され、特に75歳以上の後期高齢者数の増加が見込まれており、高齢者世帯数、認知症高齢者数も増加すると考えられます。

本計画は、介護保険制度の改正、滝川市の高齢化の状況を踏まえ、滝川市に住む高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を過ごすことができるように、また、持続可能な介護保険運営を目指し、介護予防の重点化を図り、2025年の地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を本格化していくためのスタートの計画として策定するものです。

2 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画を基に、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の生活支援のためのサービス提供のほか、要介護認定者等に対する介護給付等対象サービスの提供や介護予防事業などを含め、本市に住むすべての高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる総合的な計画として作成するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画であり、本市における要介護者等の人数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や介護保険の事業費の見込みなどを明らかにし、高齢者保健福祉計画に包含され介護保険運営の基となる事業計画として作成するものです。

また、両計画は、一体の計画として作成することとされており、本計画については、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき北海道が策定する「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を踏まえ策定しました。

高齢者保健福祉計画

すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する総合的な計画

介護保険事業計画

要介護（要支援）認定者や要介護状態等になるおそれのある高齢者等を対象とした介護（介護予防）サービス、地域支援事業の見込みを明らかにする事業計画

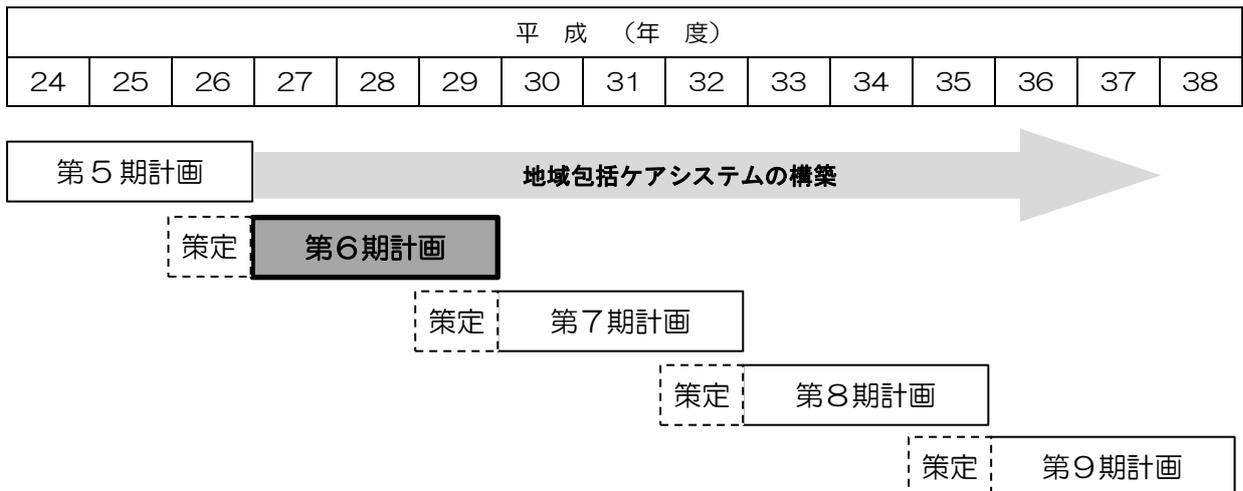
3 総合計画等との関係

本計画は、将来における滝川市の目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示す「滝川市総合計画（平成 24 年度～平成 33 年度）」と整合性を図る個別計画であり、他の保健福祉関連の個別計画である「滝川市障がい福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」、「滝川市障がい者計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」、「第 2 次健康たきかわ 21 アクションプラン（平成 25 年度～平成 34 年度）」と連携・整合性を図るものとしします。

4 計画期間

本計画は、3 年を 1 期として作成することと定められており、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とします。

なお、2025 年度（平成 37 年度）までに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することが目標とされており、2025 年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムの段階的な構築を目指すスタートとなる期間となります。



5 計画の策定体制等

(1) 計画策定及び進行管理の体制

本計画の策定に当たっては、保健福祉部介護福祉課及び健康づくり課を中心とした策定ワーキングにおいて作成した議案などについて、保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者、サービス事業者、公募による被保険者からなる「滝川市保健医療福祉推進市民会議計画策定専門部会」で協議・検討いただき、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」から答申された内容を尊重し、計画を策定しました。

計画の進行管理については、計画のフォローアップ及び次期計画に向けた見直しのため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を必要の都度開催し行います。

滝川市保健医療福祉推進市民会議

保健・医療・福祉団体の代表者及び医療職、学識経験者からなる市民組織で13組織・13人の委員で構成。広く市民の声を反映させるため、会議は原則公開

計画策定専門部会

滝川市保健医療福祉推進市民会議のうち6人の正規委員と、サービス提供事業者代表1人、被保険者代表として公募による第1号被保険者2人の委員を加えた計9人で構成

(2) アンケート調査の実施

① 高齢者等アンケート調査

高齢者（一般高齢者・要介護認定を受けている高齢者）及び介護サービス事業者に対して実施し、高齢者の生活実態やニーズの把握、高齢者福祉サービス・介護サービスに関する意識や介護サービス事業者の事業運営についての現状と今後の意向等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

② 日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域における高齢者の生活課題に関する調査を行い、どのようなニーズが、どれくらい存在するかを推計し、それに応じた介護保険サービスや市独自のサービス等を整備するための基礎資料としました。

区 分	高齢者等アンケート調査				日常生活圏域 ニーズ調査
	一般高齢者	居宅サービス(介護 予防サービス) 利用者	施設サービス 利用者	サービス事業者	
対象者	要介護認定を受けていない65歳以上の方	要介護認定を受けている居宅サービス利用者	要介護認定を受けている施設サービス利用者	介護サービス提供全事業者(住宅改修を除く)	一般高齢者及び施設サービス利用者を除く要介護認定者
調査対象数	500人 (対象者の4.7%)	200人 (対象者の16.4%)	100人 (対象者の21.6%)	全事業者 (28法人)	400人 (対象者の3.2%)
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	4月の居宅サービス利用者から無作為抽出	4月の介護保険施設利用者から無作為抽出	全数(悉皆)調査	住民基本台帳及び居宅サービス利用者から無作為抽出
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的属性 ・ 日常生活 ・ 見守り状況 ・ 健康・生きがい ・ 認知症や介護予防 ・ 高齢者福祉施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的属性 ・ 日常生活・生きがい ・ 見守り状況 ・ 健康・認知症予防 ・ サービス利用状況 ・ 今後の意向 ・ 高齢者福祉施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的属性 ・ サービス利用状況 ・ 今後の意向 ・ 高齢者福祉施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の概要 ・ サービス提供の現状と課題 ・ 経営状況 ・ 今後の意向等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族・生活状況 ・ 運動・転倒 ・ 口腔・栄養 ・ もの忘れ ・ 日常生活 ・ 社会参加 ・ 健康
回収数	316人	121人	58人	25社	230人
回収率	(63.2%)	(60.5%)	(58.0%)	(86.2%)	(57.5%)

第2章 滝川市を取り巻く現状

1 介護保険制度の改正

2025年までの「地域包括ケアシステム」の構築と介護保険制度の持続可能性を確保していくために、平成27年度から介護保険制度が大きく改正され、第6期の本計画において、新しい介護保険制度へ対応が求められています。

主な制度改正の内容は、次のとおりです。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

地域包括ケアシステムの構築を図るため、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」が「地域支援事業」の「包括的支援事業」に位置づけられ、「地域ケア会議の推進」は平成27年4月から、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」については平成30年4月から、全ての市町村で取り組むこととされました。

(2) 介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行

全国一律で行われている介護予防訪問介護・介護予防通所介護を市町村が取り組む地域支援事業へ移行し、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の中で多様化を図り実施することとされ、全ての市町村は平成29年度末まで段階的に移行することとされました。

(3) 介護予防の機能強化

地域支援事業の一般介護予防事業において、リハビリ専門職などを活用し自立支援に資する取組を推進することとされました。

(4) 特別養護老人ホームの重点化

既入所者は除き、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定することとされました。

(5) サービス付き高齢者向け住宅の住所地特例の適用

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とすることとされました。

(6) 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行

定員18人以下の通所介護については、市町村に指定権限のある地域密着型通所介護とし、平成28年4月から施行とされました。

(7) 居宅介護支援事業者の指定権限の市町村への移譲

居宅介護支援事業者の指定権限が平成30年4月から市町村へ移譲することとされました。

(8) 低所得者の保険料軽減の拡充

給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大することとされました。

(9) 費用負担の公平化

一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ、高額介護サービス費の自己負担限度額を医療保険の現役並み所得相当の人の月額上限 44,400 円に引き上げることとされたほか、低所得の施設利用者の食費・居住費の負担を軽減する「補足給付」の要件に資産を追加することとされました。いずれも平成 27 年 8 月からの施行とされました。

2 高齢者等の現状と将来推計

(1) 高齢者人口・世帯の推移

① 高齢者人口の推移と推計

平成 25 年及び 26 年 9 月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート要因法[※]で将来人口を推計しました。

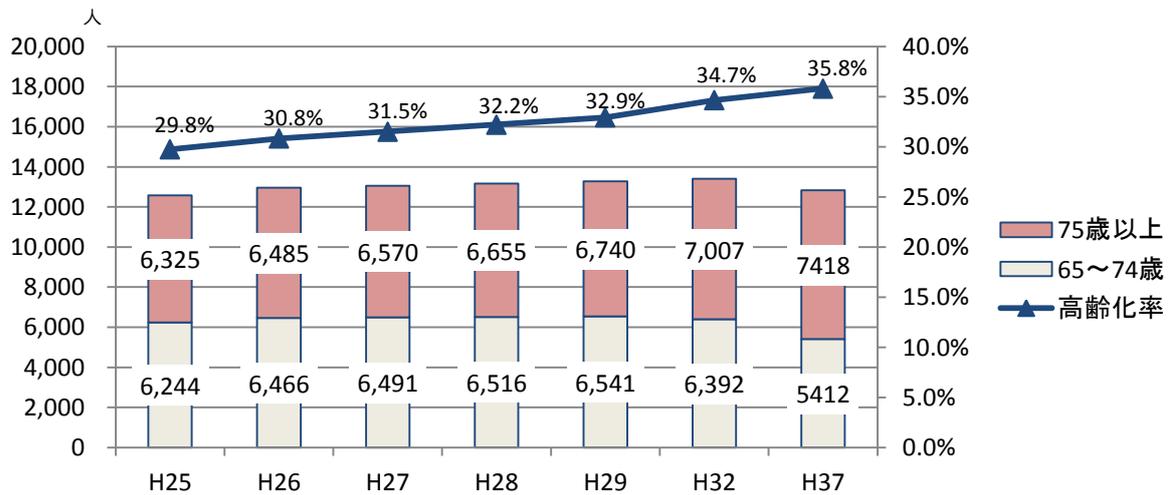
総人口が平成 26 年度 42,002 人から平成 29 年度 40,334 人と約 1,660 人程度減少が見込まれるのに対し、65 歳以上の第 1 号被保険者については、12,951 人から 13,281 人と 300 人余り増加し、平成 32 年度にピークを迎え 13,399 人と推計されます。

第 1 号被保険者の内訳を見ると、75 歳以上高齢者の増加が多く、下表では平成 37 年度まで増加すると見込まれています。

高齢化率は、人口の減少に伴い年々上昇し、平成 29 年度には約 33%、平成 37 年度には 36% 近くにまで達すると見込まれています。

(単位：人)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
人 口	42,243	42,002	41,446	40,890	40,334	38,672	35,826
第 1 号被保険者	12,569	12,951	13,061	13,171	13,281	13,399	12,830
65～74 歳	6,244	6,466	6,491	6,516	6,541	6,392	5,412
75 歳以上	6,325	6,485	6,570	6,655	6,740	7,007	7,418
第 2 号被保険者	14,619	14,304	14,049	13,794	13,539	12,868	12,002
40 歳未満	15,055	14,747	14,336	13,925	13,514	12,405	10,994
高齢化率	29.75%	30.83%	31.51%	32.21%	32.93%	34.65%	35.81%



②高齢者世帯の推移

総世帯数は減少傾向にあります。65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成23年3月末から平成26年3月末までの3年間で約700世帯増加し、平成26年3月末で総世帯数に占める割合は43.5%でした。

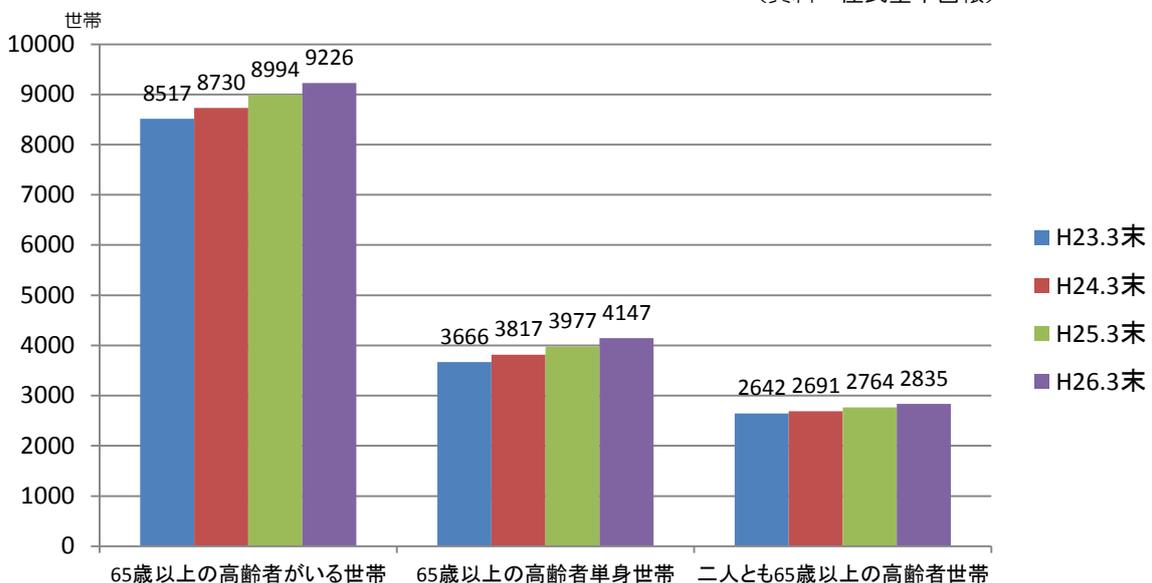
また、単身世帯と高齢者夫婦世帯の65歳以上の高齢者で構成される世帯も増加しており、平成26年3月末で約7000世帯、65歳以上の高齢者がいる世帯の75.6%を占めています。

今後も65歳以上の高齢者で構成される世帯は増加することが予想されます。

(単位：世帯)

	H23.3末	H24.3末	H25.3末	H26.3末
総世帯数	21,302	21,331	21,274	21,213
65歳以上の高齢者がいる世帯	8,517	8,730	8,994	9,226
総世帯数に占める割合	40.0%	40.9%	42.3%	43.5%
65歳以上の高齢者単身世帯	3,666	3,817	3,977	4,147
総世帯数に占める割合	17.2%	17.9%	18.7%	19.5%
二人とも65歳以上の高齢者世帯	2,642	2,691	2,764	2,835
総世帯数に占める割合	12.4%	12.6%	13.0%	13.4%

(資料：住民基本台帳)



(2)要介護・要支援認定者数の推移

平成 26 年 9 月末における男女別・年齢別人口に占める要支援・要介護度別認定者数の比率（認定者の出現率）を求め、これを将来の性別・年齢別人口に乗じて認定者数を推計しました。

認定者数は平成 26 年度から平成 29 年度までに 226 人増加すると見込み、伸び率は 9.9% となっています。

40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者を除く認定率は、平成 26 年度 17.3%から平成 29 年度は 18.4%と見込まれます。

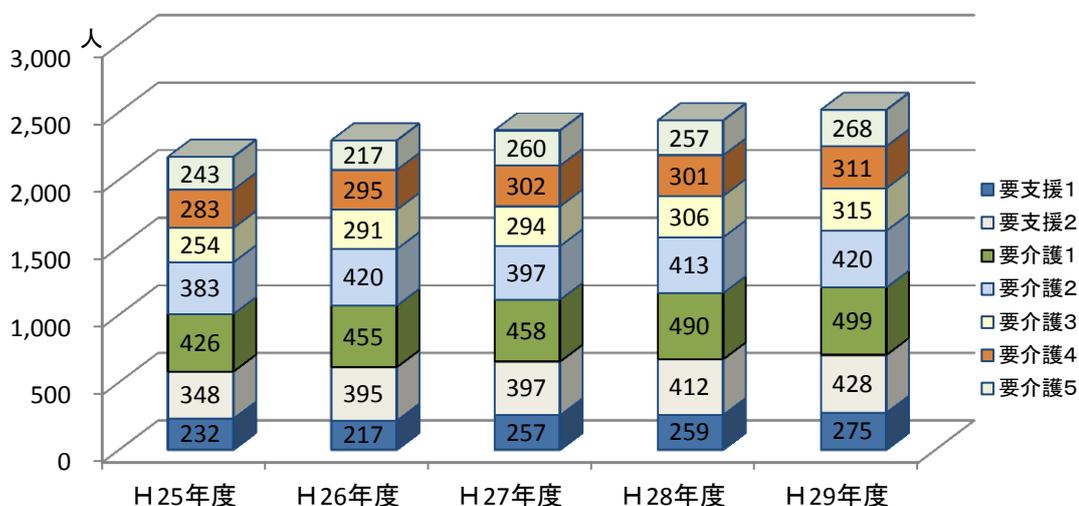
(単位：人)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
要支援1	232	217	257	259	275	310	326
要支援2	348	395	397	412	428	440	446
要介護1	426	455	458	490	499	535	565
要介護2	383	420	397	413	420	446	474
要介護3	254	291	294	306	315	336	358
要介護4	283	295	302	301	311	335	362
要介護5	243	217	260	257	268	295	318
合計	2,169	2,290	2,365	2,438	2,516	2,697	2,849

※第 2 号被保険者は除く。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
第6期計画	16.8%	17.3%	17.6%	18.0%	18.4%	19.5%	21.6%
第5期計画	16.3%	17.0%					

※第 2 号被保険者は除く。



(3) 高齢者の状況

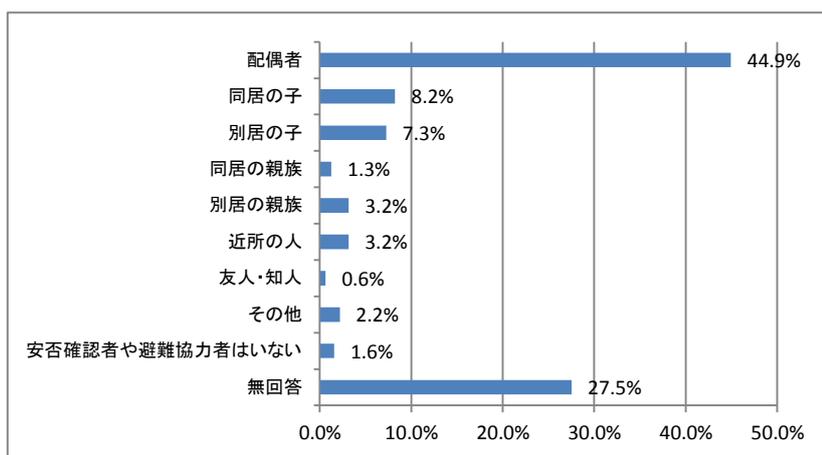
①見守り・介護の状況

ア 一般高齢者（一般高齢者アンケート調査より）

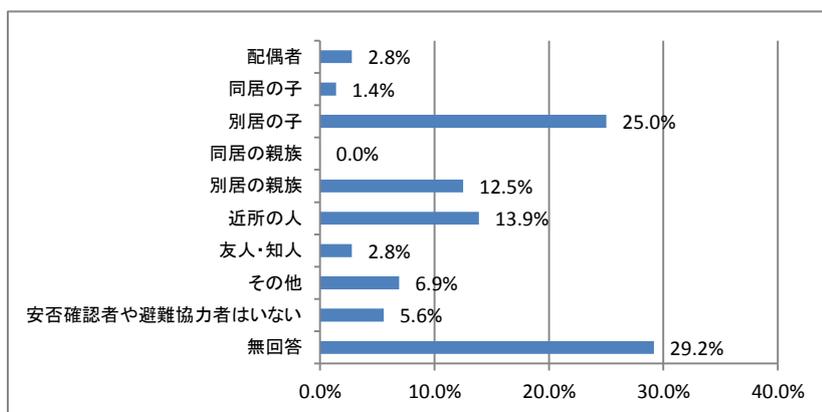
一般高齢者の見守りについては、「配偶者」が44.9%で最も多く、子どもや親族も含め身内による安否確認が約65%となっています。

1人暮らしの人については、「別居の子」25.0%、「別居の親族」12.5%など身内による安否確認が約4割ですが、「近所の人」など身内以外の安否確認が約24%とその割合は多くなっています。

一般高齢者の
見守り状況



1人暮らしの
一般高齢者の
見守り状況



イ 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より）

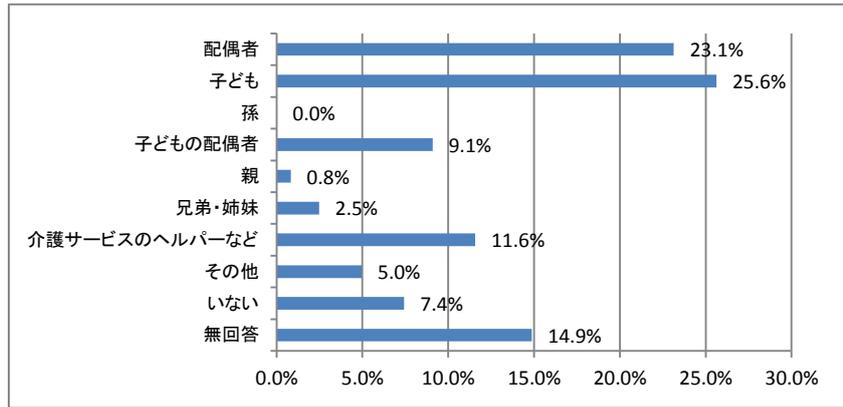
居宅サービス利用者の主な介護者は、「子ども」が25.6%と最も多く、次いで「配偶者」が23.1%、「介護サービスのヘルパーなど」が11.6%となっています。

主な介護者の年齢は、「65歳未満」が42.6%と最も多くなっていますが、65歳以上の介護者の割合は約47%、75歳以上の介護者の割合が約20%と、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」の割合も高くなっています。

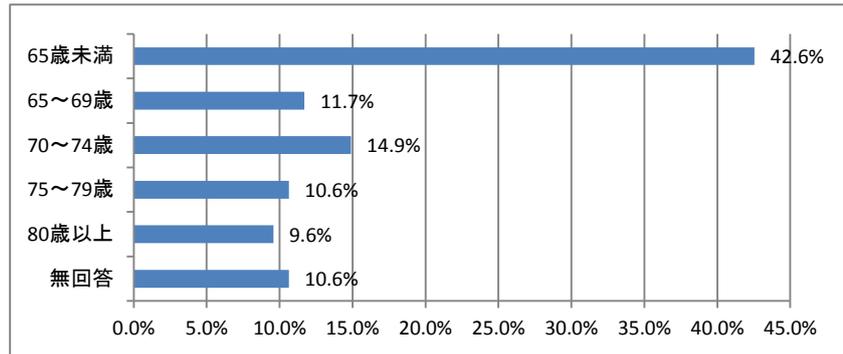
主な介護者の健康状態は、おおむね健康が約49%となっていますが、約40%が「健康に不安がある」「病気や障害がある」となっています。

1人暮らしの人の介護者については、「介護サービスのヘルパーなど」が19.0%、「介護者がいない」が16.7%となっていますが、「子ども」など親族による介護が約36%となっています。

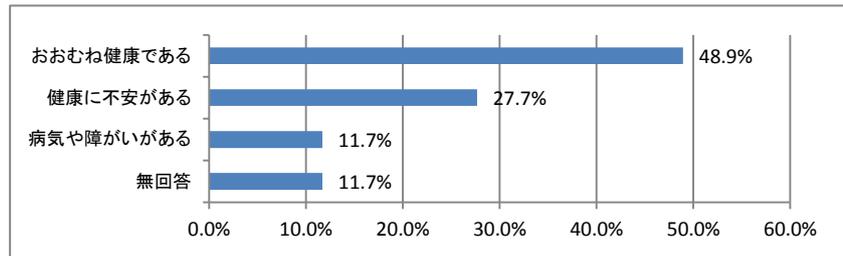
主な介護者



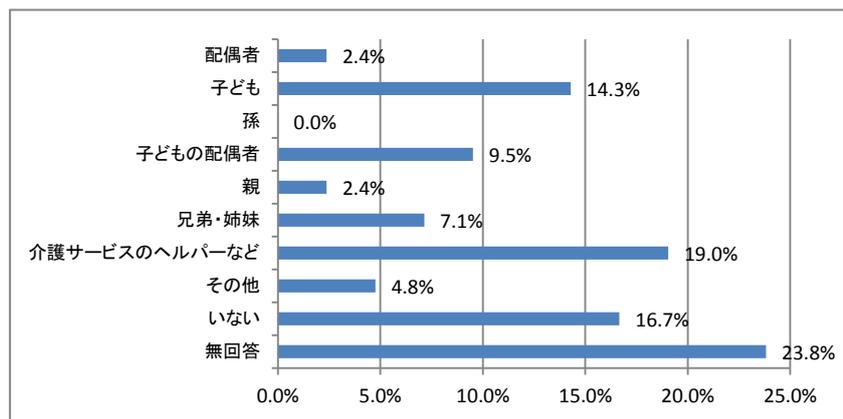
主な介護者の
年齢



主な介護者の
健康状態



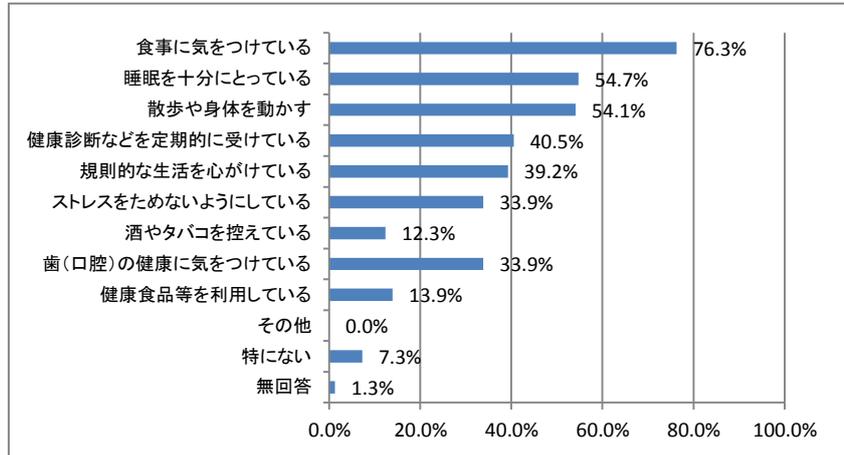
1人暮らし
高齢者の
主な介護者



②健康維持・介護予防の取組状況（一般高齢者アンケート調査より）

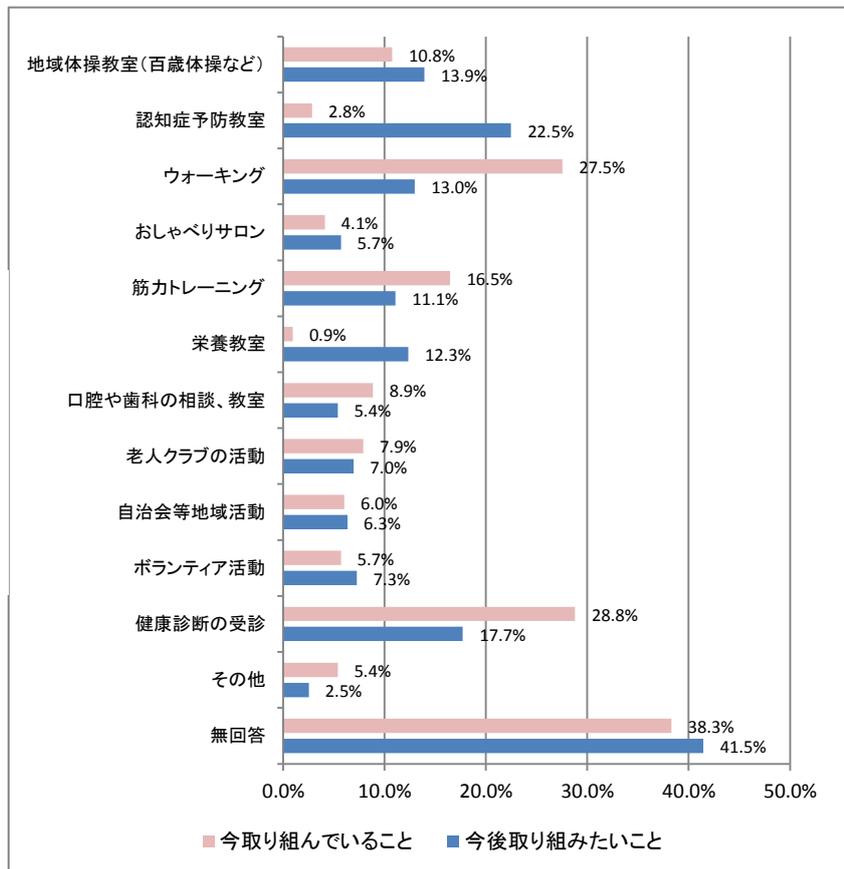
一般高齢者が健康のために気を付けていることについては、「食事に気を付けている」が76.3%と最も多く、次いで「睡眠を十分にとっている」54.7%、「散歩や身体を動かす」54.1%となっていますが、他の「健康診断などを定期的に受けている」「規則的な生活を心がけている」「ストレスをためないように生活している」「歯の健康に気を付けている」の割合も比較的高く、健康に気遣って生活されていると考えられます。

一般高齢者の
健康維持の
取組状況
(複数回答)



一般高齢者が元気であり続けるため、また、介護予防のために取り組んでいることについては、無回答を除き、「健康診断の受診」が28.8%、「ウォーキング」が27.5%と割合が高く、また、今後取り組みたいことについては、「認知症予防教室」が22.5%、「健康診断の受診」が17.7%と高くなっています。

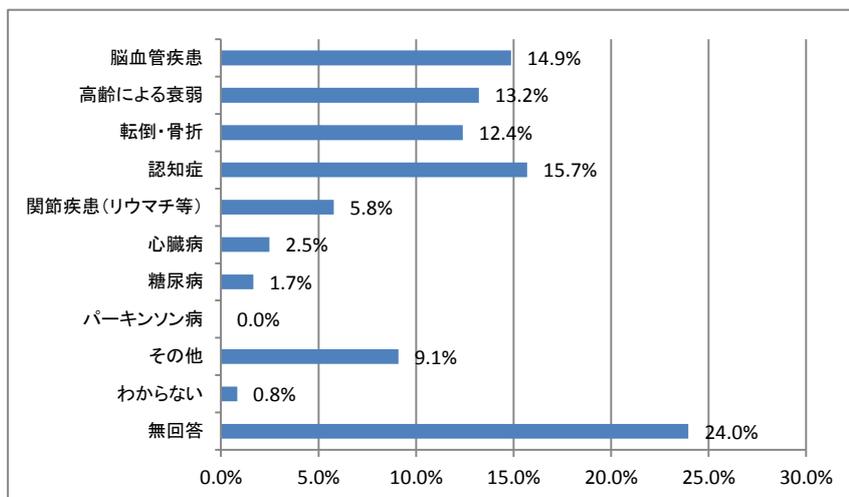
一般高齢者の
介護予防の
取組状況と
取組の意向
(複数回答)



③要介護（要支援）の原因（居宅サービス利用者アンケート調査より）

居宅サービス利用者が要介護状態になった原因は、無回答を除き、「認知症」が15.7%と最も多く、次いで「脳血管疾患」、「高齢による衰弱」「転倒・骨折」となっています。

居宅サービス
利用者の
要介護の原因



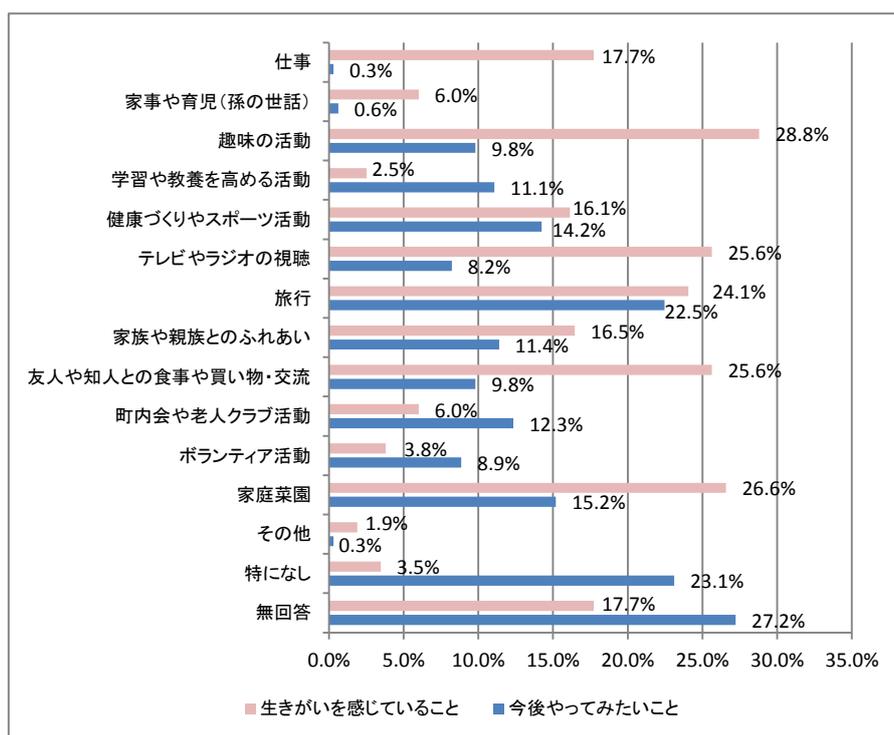
④生きがいづくり

ア 一般高齢者（一般高齢者アンケート調査より）

一般高齢者が「生きがいを感じること」については、「趣味の活動」が28.8%と最も多く、次いで「家庭菜園」26.6%、「テレビやラジオの視聴」「知人や友人との食事や買い物・交流」25.6%となっています。

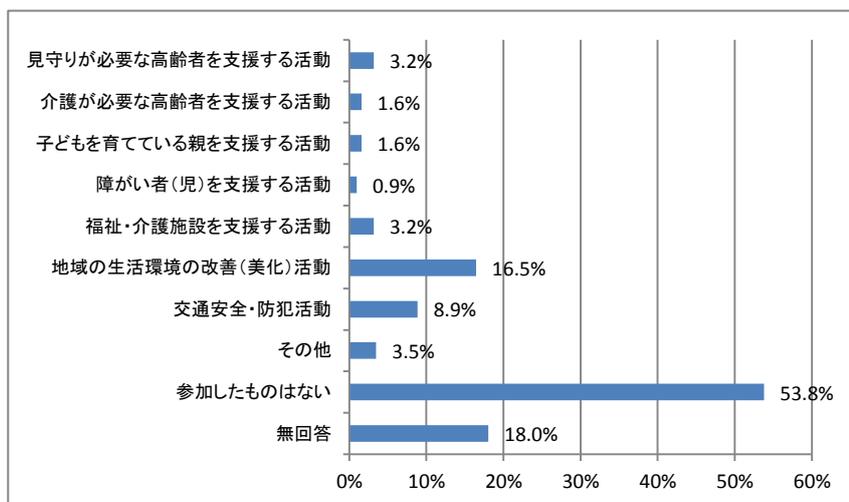
「今後やってみたいこと」については、「特になし」が23.1%と最も多く、「旅行」22.5%、「家庭菜園」15.2%となっていますが、「生きがいを感じていること」と比べ、「町内会や老人クラブ活動」「ボランティア活動」の地域での活動に取り組んでみたいという人の割合が高くなっています。また、「特になし」「無回答」が5割を超えています。

一般高齢者の
生きがいと
今後の意向
(複数回答)



一般高齢者のこの一年間の地域活動への参加状況については、「参加したものはなし」が53.8%と最も多く、地域活動の中で最も割合が多いのは「地域の生活環境の改善(美化)活動」の16.5%となっています。

一般高齢者の
地域活動への
参加状況

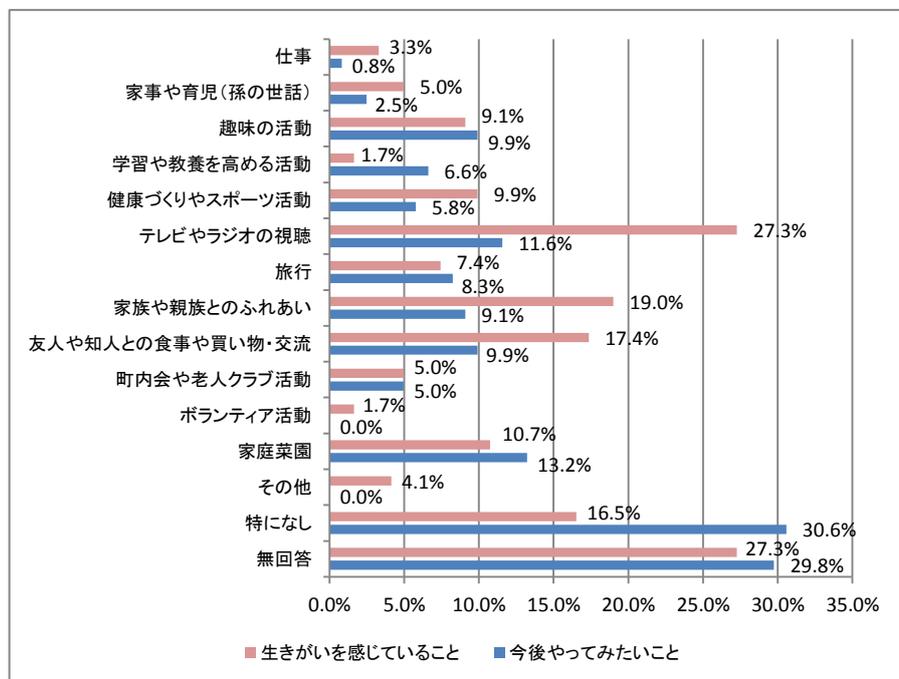


イ 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より）

居宅サービス利用者が生きがいを感じることは、「テレビやラジオの視聴」が27.3%と最も多く、次いで、「家族や親族とのふれあい」が19.0%、「友人や知人との食事や買い物・交流」が17.4%となっています。

また、今後やってみたいことについては、「特になし」が30.6%と最も多く、次いで「家庭菜園」が13.2%、「テレビやラジオの視聴」が11.6%となっています。

居宅サービス
利用者の
生きがいと
今後の意向
(複数回答)



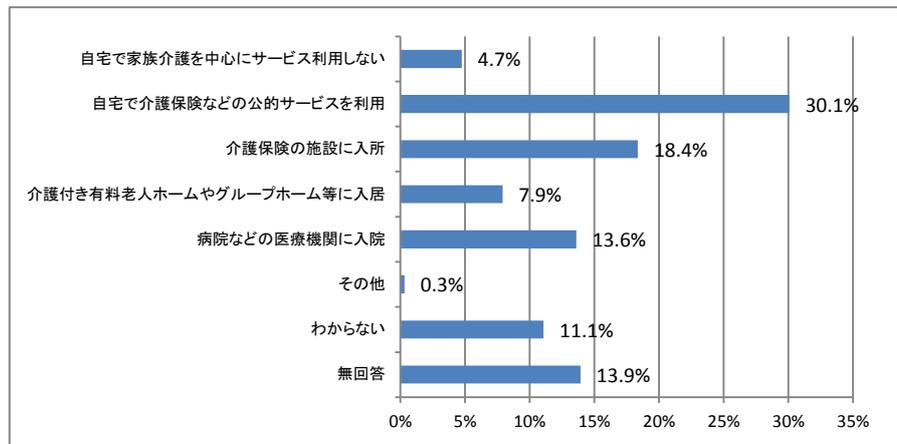
⑥介護サービスに対する意向

ア 一般高齢者（一般高齢者アンケート調査より）

一般高齢者が介護を受けることになったときに望む生活については、住まいとして自宅と施設で分けた場合、「自宅での生活」が34.8%、「施設や病院などに入所・入院」は39.9%とな

っています。また、「自宅で介護保険などの公的サービスを利用」が30.1%、「介護保険の施設に入所」が18.4%、「介護付き有料老人ホームやグループホームに入居」が7.9%と、介護保険の利用を合計で56%の人が望んでいます。

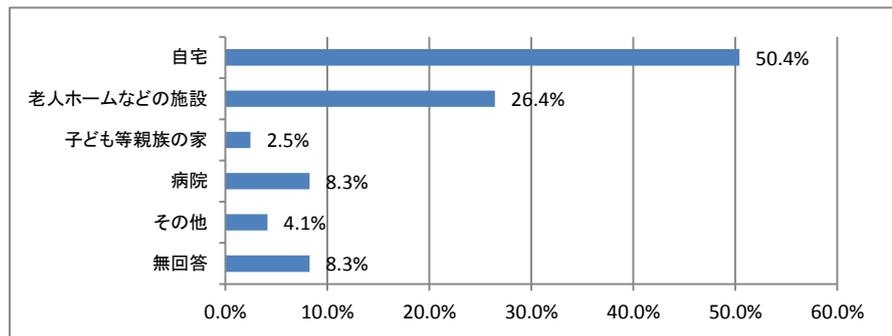
一般高齢者の
介護サービス
に対する意向



イ 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より）

居宅サービス利用者が今後介護サービスを受けたい場所については、約5割の人が「自宅」で受けたいと回答しています。次いで「老人ホームなどの施設」が26.4%となっています。

居宅サービス
利用者の
介護サービス
に対する意向

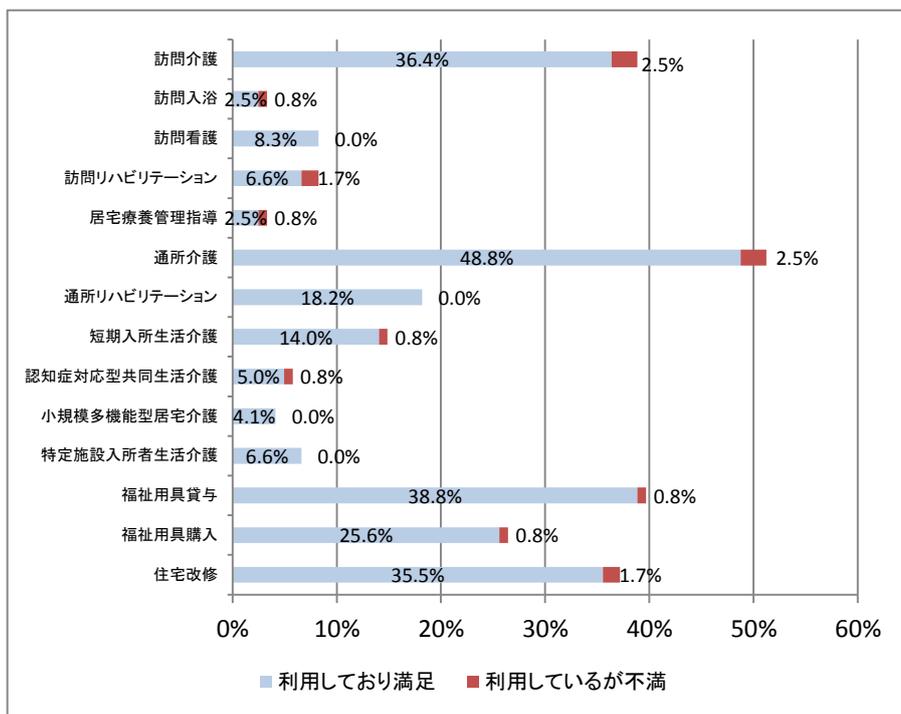


◎介護サービスに対する満足度

ア 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より）

居宅介護サービスの利用状況の上位3つは、「通所介護」が51.3%、「福祉用具貸与」が39.6%、「訪問介護」が38.9%となっています。満足度については、利用されている人のほとんどが満足されていると考えられます。

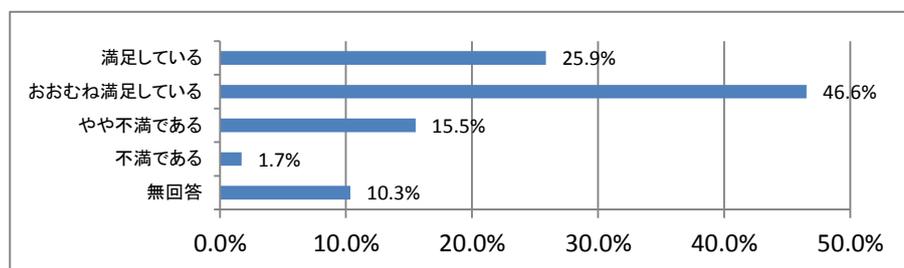
居宅サービス
利用者の利用
介護サービスの
状況と評価



イ 施設サービス利用者（施設サービス利用者アンケート調査より）

施設サービス利用者が入所している施設の満足度については、「満足している」が合計で72.5%で、「不満である」の17.2%を大きく上回っています。

施設サービス
利用者の利用
介護サービスの
評価



⑦認知症高齢者の状況

認知症高齢者を判定する「認知症高齢者日常生活自立度判定基準」において、認知症自立度Ⅱ以上の方が平成23年3月末から約250人増加し、平成26年3月末1,385人となっており、高齢者数に占める割合、介護認定者数に占める割合がともに増加しています。

(単位：人)

	65歳以上 高齢者数 a	介護認定者数 (65歳以上) b	認知症自立度 Ⅱ以上 c	高齢者数に 占める割合 c/a	介護認定者数 に占める割合 c/b
平成23年3月末	11,820	1,909	1,136	9.6%	59.5%
平成24年3月末	12,097	1,946	1,173	9.7%	60.3%
平成25年3月末	12,445	2,064	1,289	10.4%	62.5%
平成26年3月末	12,776	2,190	1,385	10.8%	63.2%

(資料：滝川市介護福祉課認定調査票)

⑧介護事業所の従業員の状況（サービス事業者アンケート調査より）

介護職員、看護職員、事務職の半数以上は、非正規職員・非常勤職員となっています。

離職者を勤務年数別に見ますと、雇用形態に関わらず1年未満の離職は4割程度、3年未満で6割程度と、早期に離職する割合が高いと言えます。

（単位：人）

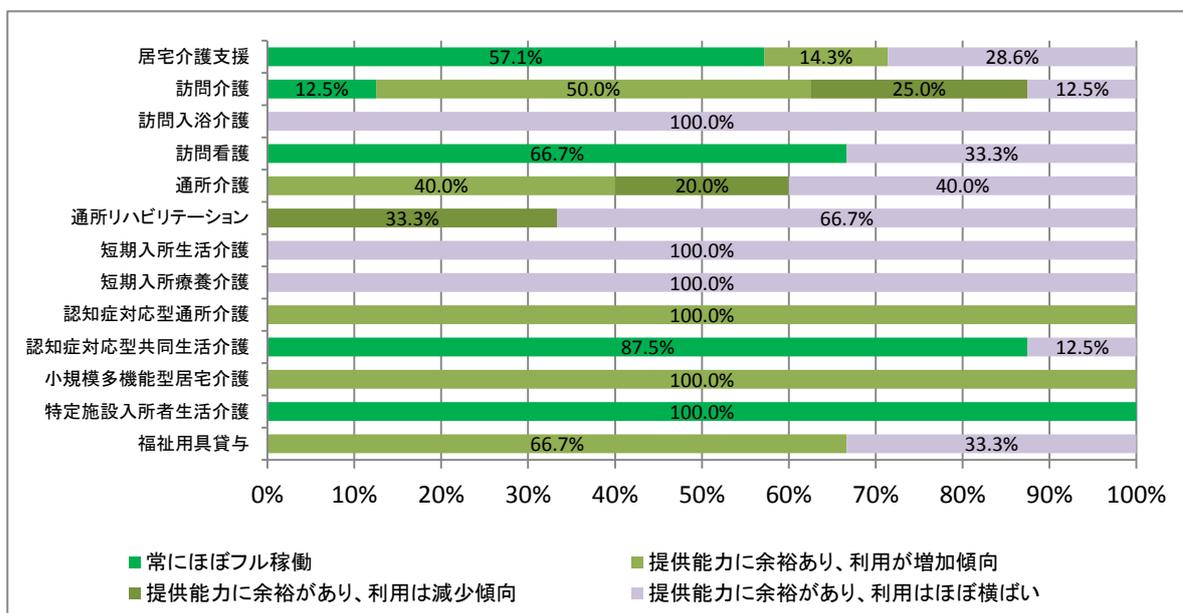
区 分	常 勤				非 常 勤		合 計	
	正 規 職 員		非 正 規 職 員					
管理者	41	93.2%	3	6.8%	0	0.0%	44	100%
ケアマネージャー	31	75.6%	5	12.2%	5	12.2%	41	100%
介護職員	185	44.7%	137	33.1%	92	22.2%	414	100%
看護職員	31	41.9%	19	25.7%	24	32.4%	74	100%
販売・営業	17	100%	0	0.0%	0	0.0%	17	100%
事務職	13	46.4%	12	42.9%	3	10.7%	28	100%
その他	6	24.0%	11	44.0%	8	32.0%	25	100%

（単位：人）

区 分	採用者数	離職者数	(勤務年数別内訳)							
			1年未満		1～3年未満		3年以上			
ケアマネージャー	正 規 職 員	8	6	100%	0	0.0%	2	33.3%	4	66.7%
	非正規職員	1	1	100%	1	100%	0	0.0%	0	0.0%
	非常勤職員	1	0	0%	0	0	0	0	0	0
介護職員	正 規 職 員	33	25	100%	10	40.0%	5	20.0%	10	40.0%
	非正規職員	42	35	100%	14	40.0%	10	28.6%	11	31.4%
	非常勤職員	28	23	100%	7	30.4%	5	21.7%	11	47.8%

◎介護事業所のサービスの状況（サービス事業者アンケート調査より）

「居宅介護支援」「訪問看護」「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入所者生活介護」は、「常にフル稼働」が過半数となっており、「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入所者生活介護」については、利用のニーズが高く満床に近い状態になっていると考えられます。



第3章 計画の基本理念と基本方針

1 計画の目標

地域包括ケアシステムの理念を踏まえ、高齢者保健福祉・介護保険施策を総合的に推進し、持続可能性のある介護保険制度を維持していくため、次のとおり基本理念を定めます。

<基本理念>

市民の介護予防意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

2 基本方針と取組の方向性

計画の基本理念を実現するために、次の6つの基本方針と取組の方向性を設定します。

(1) 介護予防と生活支援サービスの充実

■基本方針

高齢者が健康で活動的な生活を営むことのできるように、介護予防や生活支援サービスを充実します。

■取組の方向性

- ①介護認定者の割合が高い後期高齢者人口の増加が見込まれる中で、将来的に介護保険制度を維持するため、要介護認定には至らない高齢者も含め介護予防の取組を強化し、介護認定率の伸びの抑制を図ります。
- ②高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、専門的な介護サービスに加え、地域ボランティアや団体など多様な主体による生活支援サービスの提供を推進します。
- ③介護が必要な状態になっても、高齢者が自立して生活を送ることができるように、生活行為の改善に対する指導・支援を推進します。
- ④高齢者自らの健康意識の向上と、高齢期になる前の生活習慣病予防・介護予防に向けた健康づくりを推進します。
- ⑤家族介護者の負担を軽減するため、家族介護者支援対策を推進します。

(2) 地域生活支援体制の整備

■基本方針

地域ボランティアや団体の協力のもと、高齢者の日常生活支援の充実に努め、地域で支えあうコミュニティづくりを推進します。

■取組の方向性

- ①市民に身近な介護の相談機関、地域包括ケアシステム実現の推進機関として、地域包括支援センターを充実します。
- ②多様な生活支援・介護予防サービスの充実に向け、地域資源を活用・発掘し、地域のサービス提供体制を整備します。
- ③高齢者の生きがいづくり、介護予防のため、生活支援サービスの担い手として、高齢者の参加を推進します。
- ④高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域の関係機関が連携した地域の支えあい・見守り活動を推進します。

(3) 地域包括ケアシステム構築のための重点的な取組

■基本方針

介護と医療の両方が必要となる高齢者の増加を踏まえ、在宅医療・介護の連携を推進するとともに、認知症の予防と早期発見、状態に応じた適切な対応を促進します。

■取組の方向性

- ①医療機能の分化推進の動きを踏まえ、在宅医療・介護の連携を推進し、在宅療養支援を充実します。
- ②認知症の早期発見、早期対応を図る体制を強化するとともに、認知症予防、認知症高齢者が安心して暮らせる取組を充実します。

(4) 高齢者の住まいの確保

■基本方針

高齢者のニーズに応じて高齢者向け住まいが適切に提供される環境の確保に努めます。

■取組の方向性

高齢者向け住まいを確保するため、市営住宅の高齢者対応の建替や老朽化した緑寿園の建替の整備を推進するとともに、民間の高齢者向け賃貸住宅の普及を推進します。

(5) 社会参加と交流の推進

■基本方針

高齢者が生きがいをもって安心して健康的な暮らしを送ることができるように、高齢者の社会参加を促進します。

■取組の方向性

高齢期になっても、生きがいを感じ充実した生活を送れるよう、仲間づくり、世代間交流、生涯学習、地域活動に取り組める環境づくりを推進します。

(6) 介護サービス・介護予防サービスの充実

■基本方針

住み慣れた地域で生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

■取組の方向性

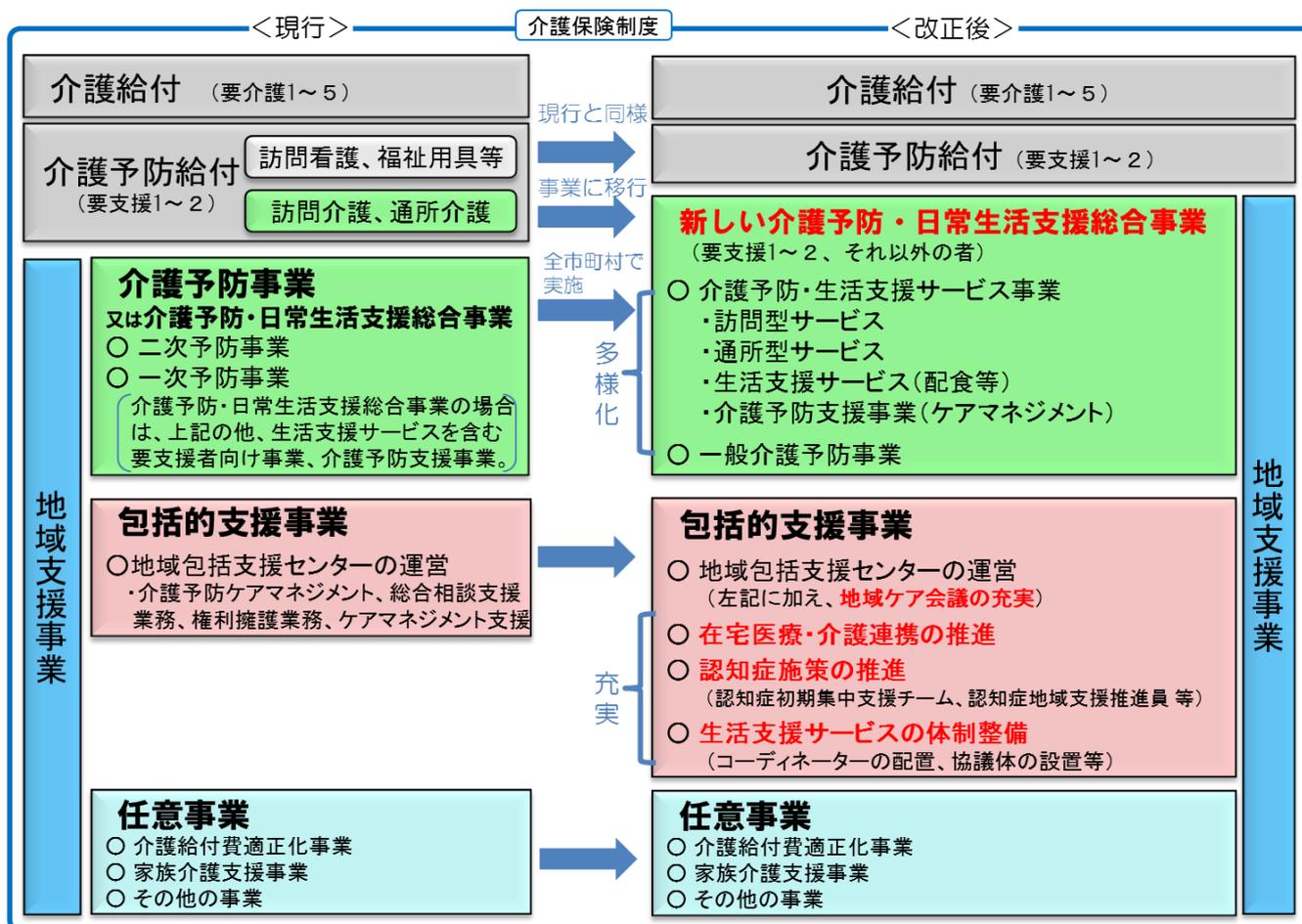
認知症高齢者や高齢者世帯の増加を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスや居宅サービスなど在宅サービスの充実を図ります。

第2部 高齢者保健福祉計画

第1章 介護予防と生活支援サービスの充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の改正により、要支援者に提供されていた訪問介護、通所介護が「介護予防給付※」から「地域支援事業※」の「介護予防事業」に移行され、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として実施されることになりました。



「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の実情に応じて、地域資源を活用し要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行うことが可能になるものであり、次のような準備・対応をしながら、平成29年4月からの本格実施に向けて取り組みを進めます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防・生活支援サービスの実施

【実施内容】

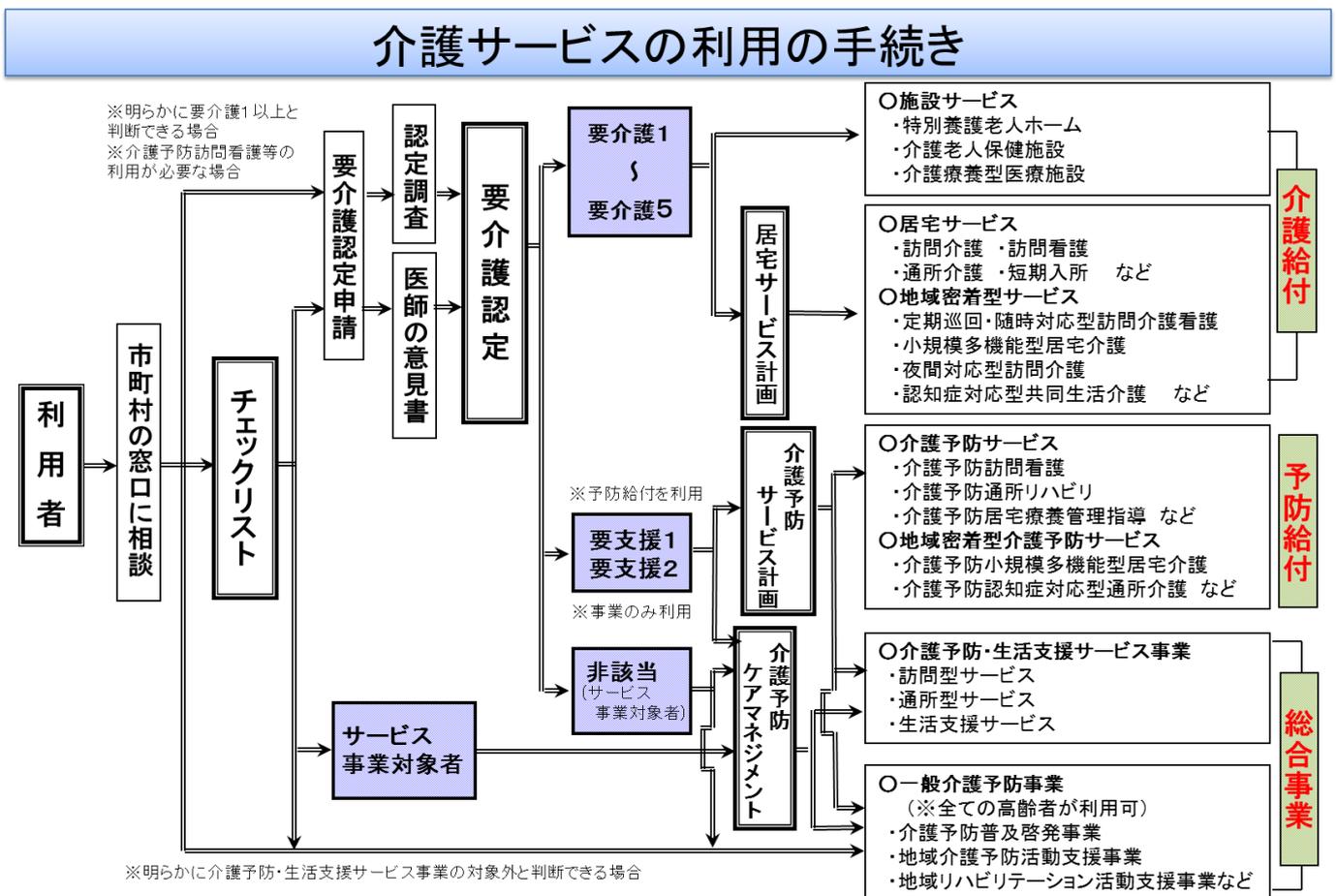
地域の実情に応じて、住民などの多様な主体の参画による多様な介護予防・生活支援サー

ビスの充実を目指す国の方針を踏まえ、市内関係者による協議体を組織し、既存の介護給付事業や介護予防事業などを基に、滝川市における訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスのサービス類型や内容について検討するとともに、国のサービスに関する基準や単価の考え方を踏まえ介護予防・生活支援サービス事業実施要綱を作成し、平成29年4月から介護予防・生活支援サービス事業を実施します。

②介護予防ケアマネジメントの実施

【実施内容】

窓口での相談や介護予防事業へ参加された要支援者に相当する状態の方（介護予防・生活支援サービス事業対象者）に対し、基本チェックリストを用いて介護予防ケアマネジメントを実施し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスなど必要なサービスを提供します。



③介護予防事業の実施

【事業概要】

65歳以上の要介護認定を受けていない二次予防事業対象者となる高齢者を対象に、滝川ふれ愛の里において、通所介護予防事業として温泉教室を実施し、週1回、入浴・血圧測定・健康チェック・百歳体操・ミニ講座（栄養・歯科・転倒防止等）のほか、年4～6回程度食事も含めた季節の行事を実施しています。

参加者の多くは継続参加し、要支援者とあまり差のない参加者もあり、介護予防の習慣

化、要介護認定への移行防止に役立っています。

○温泉教室の参加状況

	H23	H24	H25
実施回数	105回	105回	105回
延参加者数	1,313人 (実人員69人)	1,526人 (実人員67人)	1,645人 (実人員72人)

【計 画】

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の内容が構築されるまでの間、従来の「介護予防事業」として実施します。

閉じこもりや介護予防のため、週1回の有効な外出機会として、通所による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、参加者の交流促進を図ります。

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

【事業概要】

保健・医療・福祉の関係部門と連携し、次のような機会を活用して、基本チェックリストを用いて介護予防が必要と思われる高齢者の健康状態などを把握し、介護予防が必要と思われる高齢者に対し地域体操教室や温泉教室、歯科検診・相談、栄養相談や料理教室の紹介などを行っています。

- ・75歳以上で介護サービスを利用していない在宅高齢者の訪問調査（毎年調査対象地区を設定し計画的に実施）
- ・介護予防講座や温泉健康セミナーなどの参加者
- ・本人や家族からの窓口や電話での相談
- ・主治医や民生委員など関係機関や地域からの提供情報
- ・要介護認定における非該当者の情報

○介護予防把握事業実施状況

	H23	H24	H25
基本チェックリスト実施数	1,337人	1,461人	1,427人
介護予防必要高齢者数	402人	379人	432人

【計 画】

介護予防が必要と思われる高齢者の実態を把握するために、引き続き、関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて情報収集に努めるとともに、把握した情報を介護予防事業への参加指導のほか、介護予防講座の内容など介護予防事業の企画に活用します。

②介護予防普及啓発事業

ア 介護予防講座

【事業概要】

介護予防に関する知識や情報を提供し、日常生活の機能向上、介護予防意識の向上を図るため、65歳以上の高齢者を対象に、介護予防講座を実施しています。

○介護予防講座開催状況

	H23	H24	H25
開催回数	8回	8回	16回
延参加者数	453人	423人	639人

【計 画】

より一層の市民の介護予防意識の向上を図るため、多くの市民が参加しやすいように、小学校区単位で開催するほか、町内会など地域と調整し、地域が求めるテーマ（認知症予防、認知症サポーター養成、介護保険制度の理解、膝痛や転倒予防等の知識講座など）の設定や、百歳体操と組み合わせて開催するなど、実施効果と魅力アップに努めます。

また、民間の運動教室と連携し、その健康づくりや運動指導のノウハウを生かし、運動による健康づくりが継続されるように、介護予防講座の充実を図ります。

イ 温泉健康セミナー

【事業概要】

閉じこもり予防と入浴等で健康を維持するため、65歳以上の高齢者を対象に、滝川ふれ愛の里において、健康セミナーを実施しています。

○温泉健康セミナー開催状況

	H23	H24	H25
開催回数	3回	4回	5回
延参加者数	73人	78人	75人

【計 画】

高齢者の外出機会として有効な取組であり、セミナーを継続します。

ウ 料理作りのつどい

【事業概要】

低栄養状態の予防、自立した日常生活を推進するため、65歳以上の高齢者を対象に、滝川市食生活改善推進協議会と連携し、「料理作りのつどい」を実施しています。

○料理作りのつどい実施状況

	H23	H24	H25
開催回数	12回	22回	24回
延参加者数	235人	233人	298人

【計 画】

多くの市民が参加しやすいように地域別の「地域料理教室」を開催し充実するとともに、地域の食生活改善推進員の協力を得て、特に一人暮らしの男性高齢者など対象者の掘り起しを行うなど、地域の主体的な取組になるように推進します。

工 高齢者巡回口腔ケア教室

【事業概要】

健康維持と介護予防において重要な口腔機能を低下させないために、市内老人クラブ等を年1回巡回し、口腔内観察、健康講話、口腔ケアの実践などを行っています。

○老人クラブ巡回口腔ケア教室実施状況

	H23	H24	H25
開催回数	28回	29回	25回
延参加者数	447人	400人	345人

【計 画】

口腔ケアが重要であることの普及啓発に努め、適切な口腔ケアの習慣づけ、歯周病・根面虫歯の予防を図ります。

③地域介護予防活動支援事業

ア 地域体操教室

【事業概要】

介護予防の普及を図るため、「いきいき百歳体操サポーター養成講座」を修了したサポーター（ボランティア）が中心となり、町内会などと協力し「いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操」を運営実施しています。

開催地区は年々拡大し、18カ所に増えています。

○地域体操教室開催状況

	H23	H24	H25
開催地区数	12地区	15地区	15地区
延実施回数	505回	660回	700回
延参加者数	8,060人	10,567人	10,941人

【計 画】

地域体操教室は、参加者同士で交流しながら、集団での運動を通じて介護予防と健康づくりの効果を高める有効な取組であり、引き続き各地域のサポーターと連携し、参加者の拡大に努めます。

また、これまで未実施の花月町、大町、黄金町西、二の坂町、朝日町東、一の坂町東の各地区や、開催箇所の少ない江部乙地区での開催を働きかけ、25カ所を目標に開催地区を拡大するとともに、認知症予防メニュー（歩行、人と会う、対話、音読等）も併せて実施し、実施効果を高めます。

各開催地区のネットワークの充実と技術向上を図るため、引き続き百歳体操交流大会を年1回開催します。

イ いきいき百歳体操サポーター養成講座

【事業概要】

地域体操教室の運営を行う「いきいき百歳体操サポーター」を養成するため、介護予防の知識向上や体操の実技などの研修を行う養成講座を実施しています。

また、いきいき百歳体操サポーターのレベルアップを図るため、スキルアップ研修を行っているほか、市内介護事業所職員を対象に、関係機関での運動メニューの拡大と、百歳体操参加者が介護サービス利用後も運動を継続できるように、関係機関からの要請を受けて隔年で事業所研修会を実施しています。

○いきいき百歳体操サポーター養成講座実施状況

	H23	H24	H25
講座開催回数	3回	2回	3回
参加者実数	44人	60人	81人

※平成25年度末まで養成講座17回開催、延228名が修了。現在約100人がサポーターとして活動している。

○サポータースキルアップ研修実施状況

	H24	H25
講座開催回数	3回	3回
参加者実数	63人	59人

○いきいき百歳体操介護事業所職員対象研修開催状況

	H24	H25
講座開催回数	0回	3回
参加者実数	0人	45人

【計 画】

いきいき百歳体操サポーター養成講座、いきいき百歳体操サポータースキルアップ研修、事業所研修会を実施し、いきいき百歳体操サポーターを充実します。特に、地域体操教室の開催地区拡大の取組を踏まえ、サポーター養成講座延修了者数 250 人、サポーター50 人増を目指します。

ウ 生きがいと健康づくり事業（老人クラブによる地域活動支援）

【事業概要】

高齢者の外出機会の拡大と社会参加活動を促進し、高齢者の生きがいづくりと健康の維持・増進に資するため、老人クラブが行う道路や公園、公共施設等の花壇づくりや草刈り、清掃等の環境整備活動に対し支援しています。

○生きがいと健康づくり事業実施状況

	H23	H24	H25	H26
参加クラブ数	20クラブ	20クラブ	19クラブ	17クラブ

【計 画】

町内会や民生委員の連携・協力を得て、参加クラブの拡大に向け事業を推進します。

エ 自立支援短期宿泊事業

【事業概要】

65歳以上の要支援、要介護認定を受けていない高齢者で、生活の改善や体調の調整のため一時的に施設入所が必要な方に対し、短期間（最大7日間）の施設入所を支援しています。

○自立支援短期宿泊事業利用状況

	H23	H24	H25
利用者数	0人	2人	0人
利用日数	0日	4日	0日

【計 画】

家族の負担軽減や緊急時における一時的な施設入所の対応が必要な方にサービスが提供できるよう、二次予防事業対象者や民生委員、町内会などへの周知に努めます。

オ 自立支援指導員派遣事業

【事業概要】

65歳以上の要支援、要介護認定を受けていない高齢者で、退院後の生活支援、要介護認定の判定待ち期間の生活支援などで日常生活の支援・指導が必要な方に対し、週2時間、原則1カ月以内の範囲で、生活管理指導員（ホームヘルパー）の派遣を支援しています。

○自立支援指導員派遣事業利用状況

	H23	H24	H25
利用者数	4人	0人	0人
利用時間	10時間	0時間	0時間

【計 画】

退院後の生活支援、要介護認定の判定待ち期間の生活支援など、一時的な疾患や体調不良等で家事援助が必要になった場合などで必要な方にサービスが提供できるよう、民生委員、町内会、介護事業所等へ制度の周知徹底を行います。

④一般介護予防事業評価事業

【実施内容】

地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進するため、定期的に介護予防の取組状況等に関する評価を実施します。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

【実施内容】

脳卒中や骨折などの急性期や回復期、閉じこもりや虚弱など高齢者の状態に合わせた自立支援、介護予防を強化するため、平成 29 年 4 月からの本格実施に向け、医療機関のリハビリ専門職との連携などリハビリ専門職の体制を強化し、リハビリ専門職が関与する下記の取組を推進し、介護サービスからの卒業や自立を支援します。

ア 地域ケア会議やサービス担当者会議への関与

地域ケア会議やサービス担当者会議に参加し、日常生活に支障のある生活行為の要因、改善方法など介護予防ケアマネジメントに対するアドバイスをを行います。

イ 住民運営の通いの場への関与

住民主体の百歳体操会場を訪問し、運動法や認知症予防の指導、世話役に対する指導などを行い、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場づくりを支援します。

ウ 通所や訪問

介護事業所などからの依頼や相談により高齢者世帯への家庭訪問を行い、本人・家族・関係介護職などに対し、生活改善のための運動プログラムの提案、動きやすい住環境の調整などの助言等を行います。

2 健康づくりによる介護予防の推進

(1) 障がい者等歯科保健医療サービス推進事業

【事業概要】

心身に障がいがあり、歯科治療や歯科指導を受ける事が困難な方に対し、口腔機能の維持・向上を図るため、介護サービス事業所やケアマネージャーとの連携、滝川市歯科医会の協力のもと、口腔状況や生活状況などの実態調査、口腔衛生指導、歯科検診を実施しています。

○障がい者等歯科保健医療サービス推進事業実施状況

	H23	H24	H25
訪問実態調査	37人	42人	26人
訪問口腔衛生指導	208人	165人	186人
訪問歯科検診	5人	0人	0人

【計 画】

今後も介護サービス事業所やケアマネージャーと連携し、滝川市歯科医会の協力を得ながら訪問口腔衛生指導等を継続するとともに、口腔ケアへの理解を深めてもらうため、より一層の普及啓発に努めます。

(2) 生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育

【事業概要】

生活習慣病や要介護状態等の予防、健康づくりの知識の普及を図るため、青壮年期からの健康の保持・増進を目的として、各種健康教育事業を実施しています。

【計 画】

特に青壮年期の生活習慣の改善が将来の介護予防へとつながっていくため、生活習慣病予防講座や企業への健康教育を増やし、青壮年期の健康意識の普及啓発を行います。

(3) 生活習慣病予防・介護予防のための訪問指導

【事業概要】

健康相談や健康診査などにより発見された療養上の保健指導が必要な高齢者やその家族を訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持・増進を図っています。

○訪問指導状況

	H23	H24	H25
20～39歳	4件	3件	3件
40～49歳	1件	0件	1件
50～59歳	5件	7件	2件
60～69歳	25件	17件	15件
70～74歳	0件	7件	13件
計	35件	34件	34件

【計 画】

生活習慣病の予防を中心に個々の生活環境に応じた生活習慣の改善や日常生活の工夫とともに、他の保健・医療・福祉サービスや地域の社会資源の活用などを指導し、健康の保持・増進、

介護予防や生活の質の向上を図ります。

3 その他の生活支援事業

(1) 独居老人友愛訪問サービス事業

【事業概要】

65歳以上の高齢者単身世帯の希望世帯に対し、乳酸菌飲料を配達し、安否確認を行います。

○友愛訪問サービス利用状況

	H23	H24	H25
利用世帯数	116世帯	131世帯	130世帯
延実施回数	32,529回	36,075回	36,227回

【計 画】

乳酸菌飲料を配達する訪問員が安否確認し、必要に応じて話し相手となることにより、不安感の解消や異変を感じ取ることが可能となるなど有効な事業であり、今後さらに高齢者単身世帯の増加が見込まれることから、事業者の協力を得て事業を継続します。

(2) 食の自立支援事業（配食サービス）

【事業概要】

65歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、夕食を配達し、安否確認とともに栄養改善を図ります。

○食の自立支援事業利用状況

	H23	H24	H25
利用人数（月平均）	66人	73人	76人
延実施回数	14,302食	15,847食	15,674食

【計 画】

食生活の改善が必要な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問し安否確認とともに、栄養バランスのとれた食事を提供できる有効な事業であり、今後も事業を継続します。

(3) 福祉除雪ヘルパーサービス事業

【事業概要】

冬期間の在宅生活を安心して過ごせるように、自宅から300m以内に扶養親族のいない65歳以上の高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯（どちらかが60歳以上は可）、重度身体障がい者世帯

の希望世帯に対し、福祉除雪ヘルパー事業者を派遣し、概ね10cm以上の降雪時に玄関前及び通路部分を1m幅で除雪を行います。(市内に扶養親族がない対象世帯に対しては、年1回、窓・ベランダ・屋根の除雪も実施可能)

また、除雪活動が困難な高齢者世帯等に対し町内会等の地域団体が行う除雪活動を支援するため、希望する地域団体に小型除雪機を無償で貸与する「コミュニティ除雪事業」を実施します。(1シーズン6団体以内)

○福祉除雪ヘルパーサービス事業利用状況

	H23	H24	H25
利用世帯数	359世帯	382世帯	363世帯
延実施回数	11,346回	13,359回	10,091回

○コミュニティ除雪事業貸与団体数

	H23	H24	H25
貸与団体数	5団体	5団体	5団体

【計 画】

冬期間の在宅生活を安心して過ごせるよう継続して実施し、積極的なPRに努めます。

(4) 緊急通報システム整備事業

【事業概要】

身体が虚弱な65歳以上の高齢者世帯又は高齢者夫婦世帯(どちらかが60歳以上は可)の希望世帯に対し、本体機器の押しボタンや身に付けたペンダントを押すだけで消防署に通報するシステムを貸与します。

○システム設置状況

	H23	H24	H25
延貸与者数	2,194人	2,320人	2,251人
月平均貸与者数	182人	193人	187人

○システム通報状況

年度	救急 出動	火災 出動	調査 出動	誤報	電話 処理	機器 異常	停電	テス ト	相談	合計
H23	21	0	1	55	0	0	0	0	5	82
H24	26	0	4	27	0	0	0	0	0	57
H25	19	0	3	20	0	0	0	0	0	42

【計 画】

虚弱な高齢者が万一来に備え、在宅生活を安心して過ごせるようサービスを継続して実施し、さらに積極的なPRに努めます。

(5) 救急医療情報キット配付事業

【事業概要】

65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、万一の救急時に備え冷蔵庫に貼りつける、かかりつけの病院や持病、服薬内容、緊急連絡先などの情報を記入する用紙と専用のケースからなる救急医療情報キットを配付します。

○情報キット配付状況

	H23	H24	H25
配布世帯数	178世帯	47世帯	46世帯

【計 画】

社会福祉協議会や町内会、民生委員、介護事業所と連携し、新たに対象者となる方への配付、高齢者世帯の設置状況の確認、既に配布している方の情報更新の徹底に努めます。

(6) 老人福祉電話貸与事業

【事業概要】

緊急時の連絡手段を確保するため、65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者世帯(どちらかが60歳以上は可)の希望世帯に対し、電話加入権を貸与します。

○基本料金及び通話料金は自己負担。

	H23	H24	H25
延利用者数	132人	110人	110人
月平均貸与者数	11人	9人	9人

【計 画】

携帯電話の普及により新規利用者は見込めませんが、緊急時の連絡手段の確保のため、事業を継続します。

(7) 敬老特別乗車証事業

【事業概要】

高齢者の外出機会拡大や交通弱者支援等を目的として、75歳以上の高齢者の希望者に対し、中央バス、空知中央バスの市内路線の乗車料金が100円で乗車できるパスを交付します。

【計 画】

敬老特別乗車証の利用実態把握に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を維持できるように事業を継続します。また、高齢者の外出支援策について引き続き検討していきます。

(8) 老人特定目的住宅安否確認事業

【事業概要】

老人特定目的住宅の見晴団地に入居している高齢者世帯に対し、朝夕の安否確認や緊急時の対応のサービスを提供します。

【計 画】

安心して生活が送れるよう事業を継続します。

(9) はいかい高齢者等位置探索システム助成事業

【事業概要】

65 歳以上ではいかひの心配のある高齢者又は介護者が安心して生活が送れるように、位置を確認するためのシステムに係る初期費用の一部を助成します。

【計 画】

安心して生活が送れるようサービスを継続して実施し、さらに積極的なPRに努めます。

4 家族介護者への支援の充実

(1) 家族介護者の集い

【事業概要】

介護者の心身のリフレッシュを図り、介護負担の軽減に繋がるよう、年間3回程度、『認知症の人と共に歩む家族の会（あけぼの会）』などと連携し、介護者を対象にした『家族介護者の集い』を開催しています。

○家族介護者の集いの開催状況

	H23	H24	H25
開催回数	4回	4回	3回
延参加者数	39人	62人	74人

【計 画】

参加者の拡大に向けて、『認知症の人と共に歩む家族の会（あけぼの会）』など関係団体と連携し、介護者の意向も踏まえ、内容の充実に努めます。

(2) 家族介護用品支給事業

【事業概要】

市内に住所を有し、現に居住する要介護度3以上の認定を受けた排尿、排便全介助の要介護者を在宅で介護し、事業の利用を希望する家族等に対し、1枚1,000円相当額のおむつ用品の購入券を年間60枚交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援します。

○家族介護用品支給事業利用状況

	H24	H25
受給者数	30人	35人
利用枚数	1,057枚	1,229枚
助成額	1,057,000円	1,229,000円

※利用対象者を、平成25年度より当初の要介護4以上から要介護3以上に拡大し、対象用品、取扱店を拡大しました。

【計 画】

在宅生活を安心して過ごせるよう継続して実施し、積極的なPRに努めます。

(3) リフト付きタクシー等利用料助成事業

【事業概要】

市内に住所を有し、要介護度3以上の認定を受けた寝たきり又は歩行困難な方でストレッチャーや車いすを必要とする、事業の利用を希望する方に対し、リフト付きタクシー等を利用して医療機関へ通院する際の利用料金の支払いができる助成券を年間30,000円相当分交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援します。

○リフト付きタクシー等利用料助成事業利用状況

	H24	H25
受給者数	23人	41人
利用枚数	114枚	866枚
助成額	67,060円	211,270円

※利用対象者を、平成25年度より当初の要介護4以上から要介護3以上に拡大し、基本料金相当額の支援から、支給限度内でタクシーの乗車料金として利用できることとしました。

【計 画】

在宅生活を安心して過ごせるよう継続して実施し、積極的なPRに努めます。

第2章 地域生活支援体制の整備

1 地域包括支援センターによる支援

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等）を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関として、平成18年に設置されました。

介護保険制度の改正により、認知症施策、在宅医療・介護の連携施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進などが新たに包括的支援事業に位置づけられましたが、これらの事業を効果的に推進するため、地域包括支援センターと関係機関等との連携体制の構築を推進し、地域包括支援センターの体制の強化を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、次の取組を行います。

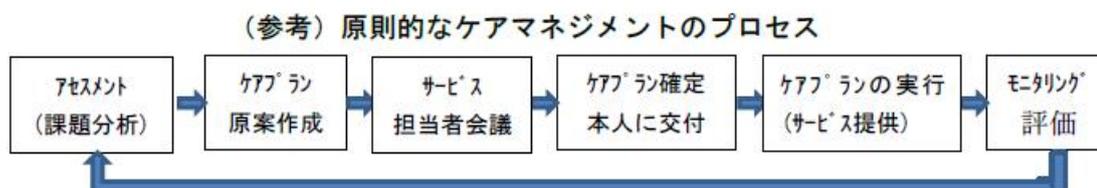
また、地域包括支援センター運営協議会と連携し、地域包括支援センターの運営について定期的に点検・評価を行い、取組の質の向上に努めます。

(1) 介護予防ケアマネジメント

【実施内容】

要支援1・2の対象者や要介護・要支援状態になるおそれのある虚弱な高齢者を早期に発見し、個々の高齢者が自立した生活を目指して適切な介護予防サービス等が提供されるよう、生活状態に応じて包括的かつ継続したマネジメントを行います。

具体的には、対象となる高齢者に対し、基本チェックリストなどを用いてアセスメント（課題分析）を行い、介護予防ケアプランを作成し、サービス担当者会議において定期的にサービスのモニタリングを行い評価し、再アセスメントに基づき新たにケアプランを作成しサービスのモニタリングを行うといったことを継続し、予防効果を高めます。



○ 予防ケアプラン（要支援1・2）作成件数

	H23	H24	H25
包括支援センター作成	3,853件	4,028件	3,937件
委託作成	697件	578件	435件
合計	4,550件	4,606件	4,372件

(2) 総合相談・支援

【実施内容】

介護保険サービスはもとより、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の総合的な支援を行います。

窓口相談のみならず、民生委員・児童委員や町内会など地域関係者とネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や家庭環境について、計画的に個別訪問による実態調査を行い、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるよう継続的・専門的相談支援を行います。

○総合相談・実態調査件数

	H23	H24	H25
相談件数	748件	1,982件	1,366件
実態調査件数	1,504件	1,715件	1,101件
合計	2,252件	3,697件	2,467件

※平成24年度より、相談件数と実態調査件数に重複があります。

(3) 権利擁護

【実施内容】

成年後見制度については、市民や地域関係者からの相談に対して個々のケースに合わせた情報提供を行うとともに、身寄りがいない等の場合は市長が申し立てを行います。

また、認知症の方など判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域の身近な立場で支援を行う「市民後見人」を育成するため、平成26年度の「市民後見人養成講座」の修了者に対しフォローアップ研修を実施し、市民後見人として活躍可能な人材の確保に努めるとともに、市民後見人の相談・育成を行う「(仮称)成年後見センター」を設置します。

高齢者の尊厳を守るため、高齢者虐待の防止やその早期発見、施設における身体拘束・虐待等の廃止に向けて、「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」会議や個別ケア会議、関係機関、介護事業者等と連携を図り、高齢者の生活維持に努めます。

○成年後見市長申し立て・成年後見制度研修会の状況

	H24	H25
申し立て件数	3件	3件
市民対象研修会	0回	1回 69人

○平成26年度市民後見人養成講座修了者 45人

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

【実施内容】

事業所ネットワーク会議や研修会などを通じ、主治医や介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など多職種の連携支援とともに、地域における個々の介護支援専門員に対する個別指導や相談、困難事例への指導・助言、医療機関を含む関係機関や様々な社会資源との連携・協働などを推進し、包括的・継続的なケアマネジメントの支援体制の構築を推進します。

(5) 地域ケア会議の推進

【実施内容】

医療、介護等の多職種の参加のもと個別の困難事例の検討を通じて、その解決とともに、地域に共通した課題を明確にし、その解決に必要な支援策や基盤整備などに結び付けることを目的として、地域ケア会議を開催します。

地域ケア個別会議を毎月開催するほか、個別会議で蓄積された地域課題等を検討するため定期的に地域ケア推進会議を開催します。

2 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

(1) 生活支援サービスの体制整備

【実施内容】

高齢者世帯や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者が増加することを踏まえ、多様な主体による見守りや安否確認、外出や家事などの生活支援サービスを提供していくことが求められます。

このため、社会福祉協議会、民間企業、ボランティア、NPO、介護サービス事業者などの参画のもと、協議体を組織して、生活支援サービスの創出・充実に取り組むとともに、生活支援サービスを必要とする高齢者のニーズと地域資源との効果的な組み合わせや、元気な高齢者等にサービスの担い手として活躍していただく場の設定などを行うコーディネーターを配置し、サービス提供体制の整備を推進します。

(2) ボランティア活動の支援・推進体制の整備

【実施内容】

滝川市社会福祉協議会内に滝川市ボランティアセンターが設置され、ボランティアの人材発掘・育成、活動のあっせんや情報提供、研修会等の開催など、ボランティア活動推進の拠点として活動しています。

生活支援や介護予防の担い手となるボランティアの確保に向けて、啓発活動のほか、介護保

険制度や介護技術など高齢者の対応の研修を行い、人材育成に努めるとともに、ボランティアニーズに対しボランティアを的確に割振りできるように滝川市社会福祉協議会と連携して進めます。

(3) 介護支援ボランティアポイント制度の導入

【実施内容】

元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として、ボランティア活動に取り組み、地域に貢献することを奨励するとともに、ボランティア活動や健康増進活動による高齢者の生きがいづくりや介護予防を図るため、「介護支援ボランティアポイント制度」を導入し、地域で支えあうまちづくりに推進します。

※介護支援ボランティアポイント制度は、研修などを受けてボランティア登録をしている高齢者が行う介護事業所などでの介護支援ボランティア活動、介護予防教室の運営協力、健康づくり事業への参加などの取組に対しポイントを付与し、その高齢者の申出により、付与されたポイントを換金又は商品と交換できる仕組みです。

3 地域支えあい・地域見守り活動の強化

(1) 滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの充実

【事業概要】

高齢者等の虐待に対して迅速かつ適正な解決を図るとともに、虐待が発生しない地域づくりを推進するため、「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」において、滝川市の現状や課題についての情報交換、高齢者等虐待防止のための研修会などを実施しています。

○虐待相談件数

	H24	H25
虐待相談件数	3件	6件

◎「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」について

- 目的 養護者による高齢者及び障がい者に対する虐待（以下「高齢者・障がい者虐待」という。）の防止、養護者による高齢者・障がい者虐待を受けた者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するための関係機関、民間団体等との連携及び協力を図る。
- 沿革
 - ・平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、平成20年3月に、関係機関17団体により「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」を設立。
 - ・平成24年「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」と一体化し、

平成25年10月に「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」を設立。

- 構成 札幌法務局滝川支局、北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室、滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、一般社団法人滝川市医師会、滝川人権擁護委員協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会連合会連絡協議会、滝川市地域介護サービス事業者連絡協議会、札幌司法書士会岩見沢支部、滝川市顧問弁護士、滝川地方消費者センター、滝川市障がい者虐待防止センター、滝川市保健福祉部（福祉課・介護福祉課・滝川市地域包括支援センター・健康づくり課）16機関・団体
事務局：滝川市地域包括支援センター

【計 画】

高齢者等の虐待防止、早期発見につながるように、近所や地域住民への見守り、声掛けなどの周知徹底、高齢者見守り安心ネットワークとの連携強化を図ります。

(2) 高齢者見守り安心ネットワーク事業の充実

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で自立して生活を送ることができるように、既存の見守りサービスと合わせ、「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」の協力を得て、参加している企業・団体が日常生活や業務の中で高齢者の異変に気がついたときに、地域包括支援センターへ連絡・通報し、必要な支援等を迅速かつ効果的に行う重層的な見守りを推進しています。

○見守り安心ネットワーク通報件数

	H24	H25
通報件数	137件	101件

※平成25年度から、ふれあい電話依頼分を含めていない。

◎「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」について

- 目的 事業所、各種団体等及び関係行政機関が相互に連携を図り、地域において支援を要する高齢者の早期発見及び当該高齢者に対する必要な支援を行うことにより、高齢者の地域における安全で安心な生活環境を確保する。

- 組織 ・平成23年11月に発足
・71の企業・団体が参加

協力事業所64事業所

北海道電力滝川営業所、燃料事業者、中空知広域水道企業団、配達可能な小売業者、配食サービス事業者、商店街団体、銀行、新聞店、タクシー会社、宅配事業者、エフエムなかそらち、生活支援事業者、コンビニ等

協力機関2機関

滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合

協力団体5団体

滝川市社会福祉協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会
連合会連絡協議会、滝川市地域介護サービス事業者連絡協議会、滝川市老人
クラブ連合会

【計 画】

今後も、協力企業・団体の拡大を図り、ネットワークを充実するとともに、会議や講演会の開催、見守り安心ネットワーク手引きの普及を進め、見守り意識の向上、通報の徹底に取り組みます。

(3) 高齢者見守り支援センター事業

【事業概要】

地域で暮らす高齢者の自立した生活を支える、重層的な見守りの取組として、65 歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、月曜日から土曜日まで1日1回の電話又は1年365日の通信端末機器による安否確認とともに、毎月1回訪問して生活状況を確認し、利用者に異常が認められる場合は、関係機関（市、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等）へ通報・連絡するサービスを行います。

○電話による安否確認の状況

	H24	H25
延利用者数	44人	56人
延実施回数	439回	451回

○通信端末機器による安否確認の状況

	H24	H25
延利用者数	—	53人
延実施回数	—	3,197回

【計 画】

事業を継続し、積極的なPRに努めるとともに、町内会・民生委員等とも連携のもと、人と接することが苦手な方、孤立している方などサービスが必要な方の掘り起しを行い、更なるより良い見守り支援の方法について検討します。

(4) 地域福祉活動推進支援事業の推進

【事業概要】

支援が必要な高齢者等を地域で支えるために、自主的・積極的な地域福祉活動に取り組む市民団体やグループに対し、10万円を限度として事業費の1/2を滝川市社会福祉協議会を通じて助成します。

○地域福祉活動推進支援事業の助成状況

	H23	H24	H25
助成件数	2件	1件	2件
助成金額	17,500円	30,000円	135,000円

【計 画】

地域福祉の推進、地域ぐるみでともに支え合う地域づくりを進めるため、事業を実施する団体に対して、継続的な支援に努めます。

(5) ふれあい電話

【事業概要】

75歳以上の単身高齢者世帯の希望世帯に対し、毎週月曜日から金曜日に安否確認や日常生活相談等のため、滝川市社会福祉協議会がボランティア団体及び個人ボランティアの協力を得て、電話をかけるサービスを行います。

○ふれあい電話利用状況

	H23	H24	H25
利用実人数	416人	427人	420人

【計 画】

単身高齢者の見守り、孤独感や不安の解消や異変の察知に効果的な事業であり、さらに高齢者に役立つ情報提供や各種サービスの紹介、悪質商法等の情報を提供できるよう滝川市社会福祉協議会との連携を強化します。

第3章 地域包括ケアシステム構築のための重点的な取組

1 在宅医療・介護連携の推進

【実施内容】

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支え、医療機能分化の推進の動きに併せながら、在宅医療・介護連携のための体制の充実を図るため、滝川市医師会等の協力を得て、平成30年度からの本格実施に向けて、次のとおり「在宅医療・介護連携推進事業」の取組を進めます。

①地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等の住所、医療機能、在宅医療の取組状況等を調査し、マップ又はリストを作成し、地域の医療・介護関係者や住民に広く公開を行う。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行う。

③在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営

地域の在宅医療・介護連携の支援窓口として在宅医療・介護連携支援センター（仮称）を設置し、在宅医療・介護サービスの情報共有や研修、在宅医療・介護サービスに関する相談の受付、退院の際の医療・介護関係者の連携の調整、患者等の要望を踏まえ地域の医療機関・介護事業者の紹介など連携の支援を行う。

④在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

地域連携パス等の情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、医療・介護関係者等の間で情報を共有できるよう支援する。

⑤在宅医療・介護関係者の研修

地域の医療関係者を対象にした介護に関する研修会、介護関係者を対象にした医療に関する研修会、地域の医療・介護関係者を対象にした多職種連携の実際等についてグループワーク等の研修を行う。

⑥24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、利用者等の急変時等の連絡体制も含めて、医療・介護関係者の協力を得て体制の整備を計画的に行う。

⑦地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、市民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る。

⑧二次医療圏内・関係市区町村の連携

北海道や保健所等の支援のもと、同一の二次医療圏内にある市町が連携して、当該二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、退院後に在宅医療・介護サービスが一体的に提供さ

れるよう連携のために必要な事項について協議を行う。

2 認知症施策の推進

(1) 認知症予防

① 認知症予防の普及啓発事業（認知症介護予防講座）

【事業概要】

認知機能低下予防の考え方や日常生活で取り組みやすい効果的な認知機能低下予防対策など認知症に関する知識の普及啓発を行うため、依頼に応じた出前講座等も含め認知症介護予防講座や講演会を開催します。

○ 認知症介護予防講座の開催状況

	H23	H24	H25
開催回数	7回	5回	4回
参加者数	259人	151人	138人

○ 認知症の相談・訪問状況

	H23	H24	H25
相談件数 実（延）	7（9）人	54（67）人	59（73）人
うち訪問件数 実（延）	1（1）人	22（28）人	29（39）人

【計 画】

認知症介護予防講座や講演会による普及啓発のほか、認知症に関する相談が増加していることから、認知機能低下を早期に発見するためのアセスメントツールの導入を進め、訪問など早期対応を図ります。

② 認知症予防事業

【実施内容】

認知症予防教室の全市的な展開を図るため、地域交流の場にもなっている介護予防講座や地域体操教室を活用し、日常生活の中で参加者が継続して取り組めるような認知症予防メニュー（歩行、人と会う、対話、音読等）を実施し、介護予防効果とともに認知症予防効果を高めます。

(2) 認知症の早期発見と対応

① 認知症初期集中支援チームの設置

【実施内容】

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、早期診断・早期対応の支援体制の構築を推進します。

支援チームにおいては、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートに取り組みます。

②認知症地域支援推進員の配置

【実施内容】

認知症疾患センターなど医療機関、介護サービス事業所、認知症サポーターなどの連携支援、物忘れ症状のある方やその家族等への専門的な相談・助言、医療機関へ受診や介護サービスの利用が困難な方への支援等を行うため、平成27年度に「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置します。

③物忘れ発見プログラムの活用

【実施内容】

アルツハイマー型認知症の早期発見を目的に、ゲーム感覚で気軽に診断や頭のトレーニングを行うことが可能な専用機器を導入し、高齢者の集まる場所などで活用し、早期発見・早期対応に努めます。

(3) 認知症になっても地域で安心して暮らせる取組

①認知症ケアパスの作成と普及

【実施内容】

認知症の人とその家族に、生活機能障がいの進行に併せ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を提示する「認知症ケアパス」を作成し、その普及に努めます。

②認知症サポーター養成事業

【事業概要】

「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成します。

○認知症サポーター養成講座実施状況

	H23	H24	H25
開催回数	3回	6回	2回
養成人員	75人	97人	54人

※平成26年7月現在、認知症サポーター数は1,210人

【計 画】

「認知症サポーター」とその養成講座の講師となる「キャラバンメイト」の養成を強化し、その人口割合を全国・全道の4%を目指します。

キャラバンメイト講習の受講を介護事業所へ働きかけるなどキャラバンメイトの拡大とともに、各地域でのサポーター養成講座の開催や小中学生への受講PRなどにより、サポータ

一の養成に取り組みます。

③滝川市徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワーク事業の推進

【事業概要】

認知症高齢者の徘徊（はいかい）を早期発見し、事故を防止するため、関係機関と連携し、連絡ネットワーク体制を構築しています。

○搜索件数

	H23	H24	H25
搜索依頼件数	7件	7件	2件

※平成25年度末SOSネットワーク事業登録者数 67人

【計 画】

今後、認知症高齢者数の増加が見込まれることを踏まえ、SOSネットワークのPRに努め、徘徊（はいかい）の危険のある高齢者等の早期の登録を推進します。

④認知症ケア向上推進事業

【実施内容】

病院・介護保険施設などの職員の認知症対応力を高める研修の実施のほか、「認知症カフェ」を開設し、認知症の人や家族に対する支援などに取り組み、地域の認知症ケアの向上を推進します。

第4章 高齢者の住まいの確保

1 公営住宅の整備

【事業概要】

公営住宅については、高齢者世帯が多く居住する老朽化した団地の建替整備を推進し、平成8年に着手したみずほ団地や駅前の一部高齢者特定目的住宅のさかえ団地、また、現在整備中の東町団地まで完成した359戸は全て高齢者対応バリアフリー仕様となっており、今後も団地建替えにより計画的に高齢化対応住宅のストックの充実を図ることが必要です。

○高齢者向け住宅等の整備状況

区分		戸数	備考
公営住宅	高齢者向け住宅	81戸	見晴・みずほ・銀川・さかえの各団地に配置（見晴団地はデイサービスセンター併設）
	高齢化対応住宅	666戸	建替団地のほか障がい者対応住戸や高齢化対応改修住戸等
計		747戸	

※高齢者向け住宅～特定目的住宅（入居要件）として高齢者に限定した住宅

※高齢化対応住宅～住棟共用部分にスロープ、手すりなどの対応及びエレベーターが設置されている住宅。また、ユニバーサルデザインやバリアフリー化による住宅。

【計 画】

年間20戸程度の規模で、高齢者に対応した団地建替え事業を継続します。

2 民間住宅の整備促進

【事業概要】

市内における民間の高齢者向けの共同住宅は、サービス種別に下表のように充実していますが、今後の高齢者数の増加を踏まえ、身体機能の低下や安否確認などに対応した高齢者向け住宅、既存住宅のバリアフリー化など高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保することが重要です。

○民間住宅・施設の状況

サービス種別	事業所名	定員	概要
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	グループホームコスモス	18	認知症の高齢者が共同で生活できる 住居で、食事、入浴などの介護や支 援、機能訓練を受けることができる。
	グループホームカルミア	18	
	グループホームともだちの家	18	
	グループホーム土筆	18	
	ニチケアセンター滝川	18	
	グループホームくらす	9	
	ニチケアセンターせせらぎ公園	9	
介護付 有料老人ホーム	フルールハピネスたきかわ	56	食事、入浴、排せつ、洗濯、掃除等 の家事、健康管理のいずれかのサー ビスを提供している施設で、施設内 で介護サービスも受けることができ る。
	介護付有料老人ホームあおぞら	54	
サービス付き 高齢者向け住宅	カーサシーザーズ	39	入居者の安否確認や生活相談サー ビスを提供し、バリアフリーを施した 住宅。食事は自炊も可能。内部の介 護サービスの利用も可能。
	カーサシーザーズ2号館	29	
	土筆	37	
	ゆい	81	
	エバーサポート山一	20	
養護老人ホーム	養護老人ホーム	50	65歳以上で、環境上及び経済的理由 により、居宅において養護を受ける ことが困難となった方で、入院加療 を必要しない方を対象。
軽費老人ホーム	軽費老人ホーム緑寿園	50	60歳以上の自炊ができない程度の 身体機能の低下があり、一人暮らし に不安があって家族からの援助を受 けることが困難な方が対象。
	ケアハウスメゾンふるーる	50	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム緑寿園	200	常に介護が必要で、家庭での生活が 困難な方が入所する施設で、食事や 排せつなど日常生活上の介護や身の 回りの世話を受けることができる。
介護老人保健施設	老人保健施設ナイスケアすすかけ	100	病状が安定し、病院から退院した方 などが在宅生活に復帰できるよう、 リハビリテーションを中心とする医 療ケアと介護を受けることができ る。
介護療養型医療施設	医療法人若葉台病院	114	長期間にわたって日常的に医療ケア を必要とする方や慢性期のリハビリ テーション、介護を必要とする方が 入院する施設。
高齢者向け住宅	北のユートピア寿泉	36	高齢者に配慮したナースコールやバ リアフリー対応。
	さくら館	12	共同住宅で、高齢者以外の方も入居 可能。
	グループハウスあたたか館	13	高齢者・障がい者向け共同住宅
	西町ふれ愛ホーム	9	高齢者向け住宅

【計 画】

今後の高齢者数の増加を踏まえ、身体機能の低下や安否確認などに対応し、中心市街地における利便性の良い高齢者向け住宅、低所得者向けの高齢者向け住宅など、民間による一層の整備が期待されます。

また、滝川市住宅改修補助制度による既存住宅のバリアフリー化の整備、サービス付き高齢者向け住宅への転居に対する住み替え支援制度の活用を促進し、高齢者住まいの確保を支援します。

3 福祉施設の充実

(1) 養護老人ホーム

【事業概要】

市内には昭和50年5月開設の「緑寿園」があり、低所得者で身寄りがないなど家族の援助を受けられない在宅生活が困難な方が入所しています。

○養護老人ホーム緑寿園の入所者数（定員50人）

	H23	H24	H25
延利用者数	387人	452人	428人
月平均利用者数	32人	37人	35人

【計 画】

平成 26 年度から施設の管理・運営を滝川市社会福祉事業団に移管しましたが、開設以来 39 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、平成 29 年度の完成・開所を目指し建替事業を進めるとともに、住み慣れた地域で生活が送れるように特定施設入居者生活介護の指定を受け、介護サービスの充実に努めます。

(2) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

【事業概要】

市内には昭和53年4月開設の軽費老人ホーム「緑寿園」と、平成10年10月に社会福祉法人秋桜会が開設した「ケアハウスメゾンふるーる」があり、60歳以上の方で身の回りのことはできるが、身体機能の低下等により独立しての生活に不安のある方が入所しています。

○軽費老人ホーム緑寿園の入所者数（定員50人）

	H23	H24	H25
延利用者数	572人	570人	571人
月平均利用者数	47人	47人	47人

○ケアハウスメゾンふるーるの入所者数（定員50人）

	H23	H24	H25
延利用者数	596人	599人	597人
月平均利用者数	49人	49人	49人

【計 画】

軽費老人ホーム「緑寿園」については、平成26年度から施設の管理・運営を滝川市社会福祉事業団に移管しましたが、開設以来36年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、平成29年度の完成・開所を目指し建替事業を進めるとともに、住み慣れた地域で生活が送れるように特定施設入居者生活介護の指定を受け、新たに「ケアハウス」として介護サービスの充実に努めます。

第5章 社会参加と交流の推進

1 老人クラブの活性化

【事業概要】

老人クラブ活動は昭和35年から始まり、現在27の単位老人クラブが、地域美化活動や奉仕活動、ボランティアや趣味の活動、レクリエーション等多様な活動に取り組み、単位老人クラブからなる滝川市老人クラブ連合会では、高齢者に外出を促すイベントなどを行っていますが、60代で現役で活躍されている方も少なくなく、新たな加入者が減少し、役員の成り手がいないことなどが原因で単位老人クラブ数は減少しています。

○老人クラブの状況

	H23	H24	H25	H26
単位クラブ数	31クラブ	30クラブ	29クラブ	27クラブ
会員数	1,363人	1,285人	1,199人	995人

【計 画】

老人クラブの活動は、生きがいづくりや健康増進、外出機会の創出等介護予防の観点からもますます重要となってくることから、組織や活動の在り方などについて検討し、老人クラブの活性化とともに、会員・団体の拡大に努めます。

2 中央老人福祉センターの在り方の検討

【事業概要】

昭和57年4月に開設し、現在は滝川市老人クラブ連合会が指定管理者となり運営・管理を行い、高齢者の趣味と憩いの場、健康教育や健康相談等各種催し物の会場として利用されています。

センターに看護師を配置し、毎週火曜日の入浴日には利用者の血圧測定や健康指導を行っているほか、月1回市内の単位老人クラブすべてを訪問し、健康相談を実施しています。

○中央老人福祉センター利用状況

	H23	H24	H25
延利用者数	17,850人	14,818人	13,971人

○中央老人福祉センター目的別利用内訳

	H23	H24	H25
趣味・娯楽	10,856人	9,484人	8,631人
入浴	1,948人	1,953人	1,873人
機能回復訓練	4,630人	2,939人	3,044人
市老連各種会議	416人	442人	423人
合計	17,850人	14,818人	13,971人

【計 画】

開設以来 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、老人クラブの活性化方策や、滝川市公共施設マネジメント計画を踏まえ、センターの在り方について検討します。

3 敬老事業の実施

【事業概要】

高齢者の長寿の祝福と敬老の意を表し、敬老事業実行委員会と連携し、88 歳・100 歳を迎える方に祝い状及び祝い品を贈呈します。

○贈呈対象者の状況

	H23	H24	H25	H26
75歳贈呈者	523人	—	—	—
88歳贈呈者	188人	187人	234人	210人
100歳贈呈者	10人	15人	14人	11人

【計 画】

敬老事業実行委員会において、「敬老の意」を表する内容も含め、敬老事業の内容を検討します。

4 高齢者生涯学習の充実(福寿大学)

【事業概要】

福寿大学は、昭和 50 年 4 月に開始され、60 歳以上の方を対象に「自己の豊かな経験や能力を活かし、健康の維持増進、趣味や教養の向上を図りながら、生きがいのある充実した生活を送ることを目指す」ことを目的として開講しています。

4つの分校で年間10回程度の講座を行い、高齢者の知的好奇心を満たし、生きがいづくりや健康・体力の維持増進に効果を上げているほか、学生で組織する自治会主体による研修旅行や大学祭の実施、文集の発行、また、市内小学校で昔遊び体験などの世代間の交流やボランティア活動も積極的に行っています。

○福寿大学参加状況

	H24	H25	H26
在籍者数	152人	135人	145人
男性	26人	26人	23人
女性	126人	109人	122人
講座出席率	65.9%	65.2%	

【計 画】

今後の高学歴な高齢者の増加も踏まえ、学習内容の一層の多様化、高度化などの魅力アップと学生数の拡大に努めます。

5 高齢者の積極的な社会参加の促進(滝川市シルバー人材センター)

【事業概要】

平成21年4月に滝川市シルバー人材センターへと名称変更され単独運営となりましたが、屋内外の一般軽作業、施設管理、サービス分野における補助作業等を提供し、地域における高齢者の就業の場の確保と就業促進、健康と生きがいづくりを図っています。

○滝川市シルバー人材センターの提供業務実施状況

	H24	H25
登録会員数	342人	312人
受注件数	5,187件	5,168件

【計 画】

団塊の世代が会員となる時期を迎えることを踏まえ、高齢者の多様で豊富な経験や技能が生かせる機会の確保に向けて、高齢者がその能力を生かして地域社会の需要に応え、働くことを通じて健康を維持し、生きがいを求める場として、滝川市シルバー人材センターの活動を支援します。

第6章 介護サービス・介護予防サービスの充実

1 居宅介護サービス（介護予防サービス）

【事業概要】

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるように支援するために、次のとおり居宅介護サービス（介護予防サービス）を確保しています。

(1)訪問介護（介護予防訪問介護：平成28年度まで）

ホームヘルパーが利用者宅を訪問して食事や入浴、排せつの介助等の身体介護や炊事、掃除等の生活援助を行います。

現在、市内では7事業所がサービスを提供しています。

(2)訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

浴槽を積んだ移動入浴車などで看護師や介護員が家庭を訪問して、入浴の介助を行います。

現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。

(3)訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師などが利用者宅を訪問し主治医の指示による療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

現在、市内では医療機関4事業所と訪問看護ステーション1事業所がサービスを提供しています。

(4)訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

(5)居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、必要な指導を行うことにより、在宅で安心して療養できるよう支援します。

(6)通所介護（介護予防通所介護：平成28年度まで）

デイサービスセンター等で食事、入浴などの日常生活のための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。利用者数が最も多いサービスです。

現在、市内では10事業所がサービスを提供しています。

(7)通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

介護老人保健施設、医療機関等の施設で、理学療法、作業療法やその他必要なりハビリテ

ーションを受けることにより、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を図ります。
現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。

(8)短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設等に一時的に短期間入所し（連続 30 日まで）、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、世話等を行います。

現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

(9)短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設等に一時的に短期間入所し（連続 30 日まで）、医学的管理下のもとに介護、機能訓練等のほか、必要な医療や日常生活上の支援、世話を行います。

現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

(10)特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者等に、食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の支援を行います。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(11)福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

車いすやベット等の日常生活上の便宜を図る福祉用具を貸与します。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(12)特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）

福祉用具のうち、貸与になじまないポータブルトイレや入浴補助用具等について、年間 10 万円を限度に購入費の9割を支給します。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(13)住宅改修（介護予防住宅改修）

小規模な一定の住宅改修を行った時に、住宅改修費を支給します。支給額は、実際の改修費の9割相当額で、支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）が上限となります。対象となる住宅改修は・手すりの取り付け・段差の解消・滑り防止等のため床等の材料の変更・引き戸等の扉の取り替え・洋式便器等への取り替え・その他上記の改修に伴って必要となる工事です。

(14)居宅介護支援（介護予防支援）

要介護（要支援）認定者が居宅で適切なサービスを受けられるように心身の状況、希望等を踏まえたケアプランを作成します。要支援1、2の認定を受けた方は滝川市地域包括支援センターがケアプラン（介護予防サービス計画）を作成します。要介護1～5の認定を受けた方は、居宅介護支援事業所がケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。

現在、市内では介護予防支援は包括支援センターが1カ所のほか、居宅介護支援では10事業所がサービスを提供しています。

【計 画】

今後の要支援者・要介護者数の推計を踏まえ、介護保険事業計画において示される年度別見込量を確保することができるように、居宅介護サービス（介護予防サービス）の充実を図ります。

特に、養護老人ホーム緑寿園及び軽費老人ホーム緑寿園の建替に合わせ、特定施設入居者生活介護機能の充実を図ります。

なお、介護保険制度の改正により、平成 29 年度から「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、「介護予防給付事業」から「地域支援事業」に移行され、「介護予防・日常生活支援総合事業」においてに移行します。

2 施設介護サービス

【事業概要】

在宅での生活が困難な要介護者に対し、次の施設サービスを提供しています。

(1)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事、入浴、排せつ等の日常生活の世話、機能訓練及び健康管理等生活の質の向上のための援助を行う入所施設です。

現在、市内では 1 事業所がサービスを提供しています。

(2)介護老人保健施設

看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰を目指す方が入所する施設です。

現在、市内では 1 事業所がサービスを提供しています。

(3)介護療養型医療施設

長期にわたる療養が必要な方が医療や介護を受ける施設です。

現在、市内では 1 事業所がサービスを提供しています。

【計 画】

在宅での生活が困難な要介護者に対し、円滑に施設サービスが利用できるように利用見込量の確保と重度者への重点化が図られるよう努めます。

介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム緑寿園については、平成 26 年度から施設の管理・運営を滝川市社会福祉事業団に移管しましたが、開設以来 38 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、平成 29 年度の完成・開所を目指し建替事業を進めます。また、特別養護老人ホームについては、介護保険制度の改正により入所基準が原則要介護 3 以上となりましたが、国の基準を踏まえ特例入所に関する指針を作成し適切に対応します。

なお、介護療養型医療施設については、老人保健施設等への転換期限が平成 29 年度末までに延長されており、本計画において施設介護サービスに位置づけています。

3 地域密着型サービス

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的にしたサービスとして、次のとおり地域密着型サービスを確保しています。

(1) 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知機能が低下し、日常生活に支障が生じている要介護者等に対して、食事、入浴、排せつなどの日常生活の世話、機能訓練を提供します。

現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

(2) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活の世話及び機能訓練などを行います。

現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。

(3) 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の状態にある要介護者等に対して、共同生活（5～9人）を行う住居内において、食事、入浴等の介護を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、安定した健やかな生活を送れるよう支援します。

現在、市内では7事業所がサービスを提供しています。

【計 画】

高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的にしたサービスとして、利用見込量の確保に努めます。

介護保険制度の改正により、平成28年度から定員18人以下の「地域密着型通所介護」が地域密着型サービスに位置づけられることから、既存事業所の移行手続き指導、事業所指定等の対応を図ります。

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

1 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、滝川市においては、全市で1圏域とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、サービスの充実に努めます。

2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み

見込みの推計方法

- ①人口推計、過去の要介護・要支援認定率を基に要介護・要支援認定者数を推計しました。
- ②施設・居住系サービスの利用者数は、現状のサービス事業所の入所者・利用者数を基に推計しました。

※施設・居住系サービスは、3つの施設サービス、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護です。

- ③施設・居住系サービスを除く各サービスの利用者は、要介護・要支援認定者数の推計から、施設・居住系サービス利用者（入所者）を除いた数に、現状のサービス別の利用率を掛け合わせ算出しました。

サービス別利用者数 = (推計認定者数 - 施設・居住系サービス利用者) × サービス別利用率

- ④介護保険制度の改正について、次のとおり見込みました。
 - ・平成28年度から定員18名以下の通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行することから、移行見込み分を計上します。
 - ・平成29年度から要支援者の訪問介護、通所介護が介護予防給付から地域支援事業に移行することから、移行見込み分を地域支援事業費に計上します。
- ⑤養護老人ホーム緑寿園及び軽費老人ホーム緑寿園の建替に伴う特定施設入居者生活介護の指定について29年度中に見込みました。
- ⑥介護療養型医療施設は、老人保健施設等への転換期限が平成29年度末までとなっており、30年度以降は未定として介護給付から除きました。
- ⑦地域密着型介護老人福祉施設は、滝川市内にはありませんが、他市町の施設利用分を見込みました。

見込量は別紙

3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み

見込みの推計方法

- ・介護サービス・介護予防サービス別の利用量に、施設・居住系サービス（施設サービス、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護）

見込量は別紙

には1カ月当たりの平均給付費を、それ以外の居宅系サービスには1回(日)当たりの平均給付費をそれぞれ乗じて総給付費を算出しました。

4 地域支援事業の提供量の見込み

(1)第6期計画で見込む地域支援事業の内容

○第5期計画で実施していた下記の地域支援事業は、第6期計画においても継続実施します。

事業名	
介護予防事業	通所介護予防事業(温泉教室)
	介護予防把握事業
	介護予防講座
	温泉健康セミナー
	料理作りのつどい
	高齢者巡回口腔ケア教室
	地域体操教室
	いきいき百歳体操サポーター養成講座
	生きがいと健康づくり事業
	自立支援短期宿泊事業
	自立支援指導員派遣事業
	認知症予防の普及啓発事業
	認知症予防事業
	老人クラブ巡回相談
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント
	総合相談・支援
	権利擁護啓発事業
	包括的・継続的ケアマネジメント支援
任意事業	独居老人友愛訪問サービス事業
	食の自立支援事業(配食サービス)
	老人特定目的住宅安否確認事業
	はいかい高齢者等位置探索システム事業
	家族介護者の集い
	家族介護用品支給事業
	リフト付きタクシー等利用料助成事業
	成年後見制度利用支援
	高齢者見守り支援センター
	認知症サポーター養成事業
	住宅改修理由書作成助成事業(計画未記載)

○地域支援事業の見込額は、国の上限額の設定の考え方を踏まえ、次のとおり算出しました。

①総合事業（滝川市では29年度から実施）

- ・27・28年度の介護予防事業分は、介護給付費見込額の2%以内（ただし、従来の包括的支援事業と任意事業の合計を加え、介護給付費見込額の3%以内）
- ・29年度から訪問介護・通所介護の移行分も加え総合事業の上限額は次のとおり。
28年度の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、それらに係る介護予防支援に係る費用、介護予防事業の合計額×75歳以上伸び率

②包括的支援事業・任意事業

- ・従来の包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援）と任意事業の既存事業分の上限は、26年度介護給付費見込額の2%×65歳以上人口の伸び率
- ・新たに包括的支援事業に位置づけられた、在宅医療介護連携推進、認知症施策推進、地域ケア会議、生活支援体制整備の上限は、今後示される予定

⇒本資料の見込みでは

- ・27・28年度は、介護給付費見込額の3%を計上
- ・29年度は、介護給付費見込額の3%に、28年度の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、それらに係る介護予防支援に係る費用に75歳以上伸び率を乗じた額を加え計上

見込量は別紙

5 市町村独自事業に関する事項

市町村特別給付または保健福祉事業として、これまで実施してきた次の事業を第5期計画期間においても実施します。

○自立支援用具購入費等給付事業

要介護認定の結果が「非該当」と判定された方のうち、転倒の危険性が高い方が福祉用具の購入や住宅改修を行う場合に、総費用額の上限を5万円として7割を給付します。

○一時帰宅支援費給付事業

介護保険施設に入所または医療機関に入院している要介護認定者等が在宅復帰に向けて外泊する際に、福祉用具や医療用具の貸与、訪問介護の給付を行います。（年間上限額10万円）

第2章 保険料の推計

保険料試算は別紙

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

介護保険事業の円滑な運営を図るため、以下のとおり介護保険事業を推進していきます。

1 介護保険制度への理解と啓発の促進

介護保険制度の趣旨や仕組み、サービス利用の手続き、保険料等について、広報・ホームページ等への掲載のほか、「サービス利用の手引」冊子の作成等様々な機会と手段を通して、広く市民に周知するとともに、居宅介護支援事業所・サービス事業者等との連携を深め、円滑な制度の運営に努めます。

また、地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる地域包括支援センターのPRのほか、介護保険サービスや配食・見守り等の生活支援・介護予防サービスなどのサービスを適切に利用することができるよう、積極的に情報発信に努めます。

2 介護保険サービスの量的確保

地域密着型サービスを含め、必要なサービス量の安定的な確保・供給に努めるとともに、提供されるサービスについて質的向上を図ります。

3 地域支援事業の確保

高齢者の介護予防及び重度化防止を図るため、協議体との連携による多様な主体の訪問型サービス等のサービス提供体制の確立など、地域で生活する高齢者を包括的・継続的に支援するための体制を確保します。

4 適正な介護認定の推進

公平・公正な要介護認定業務を推進するため、さらなる認定調査員の資質向上を図るとともに、介護認定審査会委員に対する研修、情報交換等の充実に努めます。

5 保険者機能の強化

市が事業者指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービスについては、保険者として事業者に対し適切な指導を行い、ケアの質の向上を図ります。

6 介護給付の適正化

介護給付適正化事業については、縦覧点検・医療情報との突合、ケアプランの点検を重点的にを行います。

7 低所得者の負担軽減対策の実施

経済的な理由から必要な介護サービスが利用できないことがないよう、保険料や利用者負担について配慮するよう努めます。

- ・国の基準に合わせて保険料の多段階設定を行い、低所得者層の保険料の引き上げを抑制します。

- 保険料の減免については、「滝川市介護保険料の減免の取扱いに関する要綱」に基づき適正に執り行います。
- 社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度については継続して実施します。